

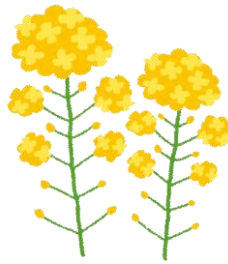
小山町教育振興基本計画 (案)



富士山頂と金太郎のまち おやま

平成28年 月

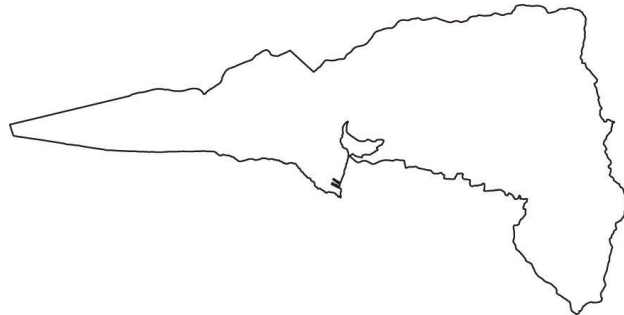
小山町教育委員会



目

次

序	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画構成	2
5 計画への町民意向の反映	2
第Ⅰ部 現状と課題	3
1 教育を取り巻く時代の潮流	3
2 小山町の教育をめぐる現状と課題	5
第Ⅱ部 基本理念と視点	19
1 基本理念	19
2 部門別理念	19
3 視点	20
第Ⅲ部 施策の基本的方向	24
1 幼児教育	24
2 学校教育	29
3 生涯学習	39
計画の推進に向けて	45
資料	49
1 計画策定までの経緯	49
2 小山町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	50



序

1 計画策定の趣旨

国においては、社会情勢の激しい変動に対応するため、「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」が求められているとし、①「社会を生き抜く力の養成」②「未来への飛躍を実現する人材の養成」③「学びのセーフティネットの構築」④「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付けた「第2期教育振興基本計画」を策定し、教育施策を展開しています。

町では、このような国の動きを受け、教育環境の向上に努めるため、「小山町総合計画」と連動して教育委員会施策の実施計画を立て、関係機関、関係団体等との連携のもとで様々な教育施策の推進を図ってきました。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたため、町では新「教育長」や「総合教育会議」の設置などの新たな施策を展開しています。

これらを踏まえ、「小山町総合計画」が示している目指す都市像をはじめ、国や静岡県教育施策の動向、町が直面する様々な教育課題への対応、そして少子高齢化や家族規模の縮小といった時代の潮流を見据えながら、これからの時代にふさわしい教育施策の方向を示す「小山町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村教育振興基本計画」の小山町教育委員会版とします。

町政の最上位計画である「小山町総合計画」と連携・相互補完にある教育に関する分野別計画として教育施策の全体を示す計画です。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、町長がその地域の実情に応じて定めることとされた、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針である小山町教育大綱の方針を踏まえた計画です。

なお、本計画は平成2年に策定した小山町生涯学習推進大綱を包含する計画としますので、小山町生涯学習推進大綱は廃止します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、学校の安定的経営に資するため、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、小山町総合計画及び小山町教育大綱が改定された場合は、速やかに見直します。

さらに、本計画に社会情勢や教育を取り巻く環境などの変化に伴い変更の必要が生じたときは速やかに見直し、それらの変化に対応するものとします。

4 計画構成

本計画は、3部の構成となっています。

第Ⅰ部では、教育を取り巻く現状と課題を述べていきます。

第Ⅱ部では、町の教育行政の「理念」と「視点」について述べていきます。

第Ⅲ部では、第Ⅱ部で明らかにした「理念」と「視点」を推進するために、柱となる施策の方向について述べていきます。

5 計画への町民意向の反映

これからの教育施策、とりわけ、就学前教育及び学校教育は、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校、家庭及び地域の連携が大変重要になります。こうした連携を進めるためには、教育機関のみならず、利用者あるいは関係者、地域の立場などから、様々な意見を反映することが求められます。

こうした認識に立ち、本計画策定にあたり、次のことを実施しました。

(1) アンケート調査の実施

アンケート調査を実施し、児童(小6)・生徒(中3)の保護者(以下「H27保護者調査」という。)及び町民の意見を把握するよう努めました。

なお、就学前児童の保護者及び小学生(小1～小4)の保護者については、平成27年3月策定の小山町子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケート調査を利用しました。

児童生徒のアンケートについては、平成27年度全国学力・学習状況調査(以下「H27全国調査」という。)を利用しました。

(2) 保護者や関係者を交えた策定協議

本計画策定にあたり、「小山町教育振興基本計画策定委員会」を設置し、保護者、学校関係者をはじめとする多角的な視点から、町にふさわしい教育施策を立案するよう努め、委員会での協議を踏まえて策定しました。

(3) パブリックコメント

平成 年 月 日から〇〇日かけて、小山町パブリックコメント制度実施要綱に基づき小山町教育振興基本計画の案について、町民の皆様から御意見を伺いました。

お寄せいただいたご意見は、〇〇件でした。

第Ⅰ部 現状と課題

1 教育を取り巻く時代の潮流

(1) 全国的な教育を取り巻く諸情勢の変化

次の事柄などが相互に関連し、様々な問題が生じてきています。それらに対応するため、社会や教育の果たす役割の変容が求められています。

ア 少子高齢化の進行

OECD（経済協力開発機構）の調査で 39 か国中 38 位という子ども、若者向け社会支出の少なさや、経費の増大に伴う教育費の大きさが、少子化の一因にもなっています。

さらに、少子高齢化のため、生産年齢人口が減少し、将来の負担が次世代にのしかかり、少子化に拍車をかけています。

そのため、次代を担う人材の減少や後継者不足による地域活動の衰退などにより、社会全体の活力の減衰が懸念されます。

イ 地域社会と家族の変容

家族形態の変化により、家族規模が縮小するとともに、家族機能が低下傾向にあります。このことを一因として、各家族を最小単位として構成される地域社会のつながりも希薄化傾向にあります。

このため、個人の孤立化、「心の拠り所」の不安定化、帰属意識の揺らぎ、連帯感の喪失、共感・品格・利他意識の低下などの傾向にあります。

ウ 社会格差の増大

全国で平成 25 年度の就学援助を受けた児童生徒の割合は、15.4%となっています。

ところで、OECD の平成 26 年度年次報告によれば、平成 21 年における日本の所得格差（所得により人口を均等に 10 階層に分類したとき、最上位である階層と最下位である階層の平均所得の比較）は 10.7 倍となっています。

さらに、地域間、世代間、世代内の格差の進行も指摘されています。

これらの格差による各人の意欲減退、社会の不安定化などが、懸念されます。

エ 産業構造と雇用の変化

国際競争の激化、産業の空洞化などにより、厳しい経済情勢が続いています。さらに、終身雇用・年功序列社会の崩壊が進行し、企業内の人材育成機能の低下が懸念されます。また、厚生労働省の平成 26 年の統計によれば、新卒者 3 年目の離職率が高卒 39.6%、短大卒 41.2%、大卒 32.4%であり、就職ミスマッチの状況があります。そのため、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、雇用情勢が厳しくなっています。これらへの対応のため、知の量と質、特に質が問われています。

オ 社会のグローバル化の進展

人、モノ、情報の国際的移動が進行し、異なる倫理観・価値観の間での摩擦を生み出す危険性が高まっています。

このため、異なる文化・文明を理解、尊重し受け入れる寛容さが必要となっており、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する姿勢を育むことが必要となっています。

(2) 国の教育政策の動向

国は、教育を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、平成18年12月22日に新たな教育基本法（平成18年法律第120号）を公布・施行しました。

新たな基本法では、「個人の尊厳」を重んずるこれまでの理念を大切にしながら、「公共の精神の尊重」、「豊かな人間性と創造性」、「伝統と文化の継承」を新たに規定するとともに、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本的事項を定めました。

国では、基本法に則り、平成20年度を開始年度とし、期間を10年間とする目指すべき教育の姿を定め、前期5年間（平成20～24年度）の「第1期教育振興基本計画」を策定しました。また、平成23年4月からは小学校において、平成24年4月からは中学校において、それぞれで新しい学習指導要領による教育を行っています。

第1期計画5年間の成果を踏まえ、平成25年6月に後期5年間（平成25～29年度）の「第2期教育振興基本計画」を策定しました。第2期計画では、産業の空洞化や生産年齢人口の減少などの深刻な諸課題を抱え、危機的な状況に直面する状況を好転するためには『自立』『協働』『創造』の3つが理念（キーワード）であり、その実現に向けて一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていく「生涯学習社会」の構築こそ、社会全体の一層の発展を実現する基盤であるとしています。

この「生涯学習社会」の構築に向けて、教育行政は責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められているとし、その責任を果たすために、国は次の4つの基本的方向性を示しています。

<教育行政の4つの基本的方向性>

① 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～

② 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

③ 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

これらを受けた教育改革として、英語教育の抜本的拡充、小中一貫教育学校や義務教育学校の制度化、道徳教育の教科化などを進めています。

さらに、中央教育審議会でも全面改訂の審議が進んでいる次期学習指導要領では、資質・能力の育成を目指した教育課程改革が検討されています。

これらに対応するため、町の教育行政は思考のしなやかさが求められています。

2 小山町の教育をめぐる現状と課題

(1) 人口、世帯等の状況

ア 人口及び世帯の状況

小山町の総人口（住民基本台帳）は平成27年4月1日現在で19,338人となり、平成25年に20,000人を割り、減少傾向にあります。また、外国籍の人数は、平成27年4月1日現在128人で年々減少傾向にあります。

世帯数の減少は顕著ではありませんが、平成24年以降減少傾向にあり、平成27年4月1日現在で7,466世帯となっています。

※人口・世帯数の推移

（各年4月1日現在）

年	男	女	計	内外国籍	世帯数
平成23年	10,555	10,056	20,611	181	7,447
平成24年	10,460	9,900	20,360	166	7,521
平成25年	10,254	9,712	19,966	154	7,480
平成26年	10,117	9,544	19,661	137	7,475
平成27年	9,945	9,393	19,338	128	7,466

イ 幼児、児童及び生徒の状況

保育園、こども園及び幼稚園の合計在園児数は、平成27年5月1日現在で576人となり、年々減少傾向にあります。

また、平成27年5月1日現在、小学校児童数は1,001人、中学校生徒数は482人で園児数同様に減少傾向にあります。

幼稚園在園者数の推移

（各年度5月1日現在）

区分 年度	駿河幼稚園				足柄幼稚園				北郷幼稚園				須走幼稚園				合 計			
	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成23年	23	21	12	56	4	13	9	26	23	21	24	68	57	58	57	172	107	113	102	322
平成24年	21	24	21	66	11	4	12	27	30	24	22	76	40	67	51	158	102	119	106	327
平成25年	11	22	24	57	8	11	4	23	26	34	24	84	33	37	58	128	78	104	110	292
平成26年	17	13	21	51	9	9	12	30					42	42	38	122	68	64	71	203
平成27年	17	17	13	47	8	10	9	27					30	46	29	105	55	73	51	179

※平成22年4月1日：小山幼稚園と駿河幼稚園の統合により駿河小山幼稚園として開園。

※平成26年3月31日：北郷幼稚園廃止。平成26年4月1日：きたごう保育園と統合によりきたごうこども園開園。

保育園・こども園在園者数の推移

(各年度4月1日現在)

区分 年度	いきど保育園							すがぬま保育園						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成23年	2	7	11	15	12	14	61	2	12	16	22	22	26	100
平成24年	2	9	5	13	15	14	58	1	7	14	17	20	21	80
平成25年	3	9	13	9	13	13	60	5	10	11	16	16	20	78
平成26年	3	5	12	12	8	14	54	5	10	17	14	15	18	79
平成27年	0	10	9	13	13	8	53	1	12	15	16	12	15	71

区分 年度	きたごう保育園							すばしり保育園							合 計						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成23年	7	13	24	16	26	22	108	6	11	14	18	11	19	79	17	43	65	71	71	81	348
平成24年	3	16	18	30	17	26	110	1	16	15	19	22	18	91	7	48	52	79	74	79	339
平成25年	7	16	23	24	28	18	116	3	8	21	25	25	22	104	18	43	68	74	82	73	358
平成26年	きたごうこども園							3	10	10	23	24	20	90	14	45	62	96	98	115	430
	3	20	23	47	51	63	207														
平成27年	6	17	20	56	47	49	195	6	6	13	12	21	20	78	13	45	57	97	93	92	397

※平成26年3月31日：きたごう保育園廃止。平成26年4月1日：北郷幼稚園と統合によりきたごうこども園開園。

小学校在籍者数の推移

(各年度5月1日現在)

区分 年度	成美小学校		明倫小学校		足柄小学校		北郷小学校		須走小学校		合 計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
平成23年	6	168	(2) 8	(7) 163	6	113	(1) 11	(1) 301	(1) 13	(3) 367	(4) 44	(11) 1,112
平成24年	6	151	(2) 8	(7) 163	6	106	(1) 11	(2) 296	(1) 13	(5) 356	(4) 44	(14) 1,072
平成25年	6	155	(2) 8	(4) 158	6	98	(1) 12	(2) 305	(1) 13	(6) 327	(4) 45	(12) 1,043
平成26年	6	166	(1) 7	(2) 151	6	93	(1) 12	(2) 289	(2) 13	(8) 311	(4) 44	(12) 1,010
平成27年	6	165	(2) 8	(3) 147	6	102	(1) 12	(2) 303	(2) 12	(8) 284	(5) 44	(13) 1,001

()は特別支援学級・児童数、内数

中学校在籍者数の推移

(各年度5月1日現在)

区分 年度	小山中学校		北郷中学校		須走中学校		合 計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成23年	(2) 11	(5) 285	(1) 7	(2) 176	(1) 5	(3) 133	(4) 23	(10) 594
平成24年	(2) 11	(3) 274	(1) 7	(1) 165	(1) 5	(2) 123	(4) 23	(6) 562
平成25年	(2) 11	(4) 247	(1) 6	(2) 153	(1) 6	(4) 128	(4) 23	(10) 528
平成26年	(2) 10	(4) 221	(1) 6	(2) 161	(1) 5	(3) 111	(4) 21	(9) 493
平成27年	(2) 7	(6) 214	(1) 6	(2) 158	(1) 4	(3) 110	(4) 17	(11) 482

()は特別支援学級・児童数、内数

(2) 家庭や地域での子どもの現状及び課題

ア 家庭での現状

(ア) 規則正しい生活

H27 全国調査によると、「朝食をきちんと食べている」割合は、小山町の小学生 96.7%、中学生 95.3%であり、全国平均（小学生 95.6%、中学生 93.5%）を上回っています。

平成 27 年度保護者アンケートと H27 全国調査の割合を比較すると、小中学生の「朝食をきちんと食べている」割合は 96.0%で、保護者の「毎日子どもに朝食を食べさせている」割合は 95.1%であり、保護者の意識がそれを支えていることが分かります。

「毎日、同じくらいの時刻に起きている」割合は、小山町の小学生 88.0%、中学生 92.0%であり、全国平均（小学生 91.0%、中学生 92.1%）を下回っています。

H27 保護者調査と H27 全国調査の割合を比較すると、小中学生の「毎日、同じくらいの時刻に起きている」割合は 89.9%で、保護者の「子どもが決まった時刻に起きよう（起こすよう）にしている」割合は 75.6%であり、子どもの意識が高いことが分かります。

中学生に比べ小学生の割合が低く、保護者の割合も低いことから、小学生に毎日同じくらいの時刻に起きる習慣をつける必要があります。本人の意識づけと共に、保護者へ「幼いうちから毎日同じくらいの時間に起きる習慣を身に付けさせる」という意識をもたせることも必要です。それが、規則正しい生活習慣を身に付けることにつながります。

(イ) 自己肯定感

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」という自己肯定感は、子どもの成長に欠かすことができないものです。

H27 全国調査によると、「自分には、よいところがあると思う」割合は、小山町の小学生 75.1%、中学生 63.7%であり、全国平均（小学生 76.7%、中学生 68.1%）を下回っています。

H27 保護者調査と H27 全国調査の割合を比較すると、小中学生の「自分には、よいところがあると思う」割合は 69.7%で、保護者の「子どものよいところをほめるなどして自信を持たせるようにしている」割合は 89.7%であり、保護者の意識は高いが、その思いが子どもに伝わっていない様子が伺えます。

子どもたちが自信を持つように、家庭だけでなく、学校・地域も協力して、子どもたちに働き掛けていく必要があります。褒めることと同時に、「〇〇ちゃんがいっつも挨拶してくれるから、おばちゃん元気がでるんだよ。」等、子どもたちに自分が必要とされているんだという有用感を持たせる言葉がけが必要です。

(ウ) 学習

H27 全国調査によると、月曜日から金曜日の家庭学習時間は、小中学生ともに 1

時間以上 2 時間未満が最も多く、小学生は全国と比べて学習時間は少ない傾向となっていますが、中学生は全国と比べて多い傾向となっています。

土曜日や日曜日など学校の休みの時の家庭学習時間は、小学生は 30 分以上 1 時間未満、中学生は 1 時間以上 2 時間未満が最も多く、小学生は全国と比べて学習時間は少ない傾向となっていますが、中学生は全国と比べて多い傾向となっています。

学習塾に行っていない割合は、小学生が 53.7%、中学生が 26.8%となっています。全国（小学生 52.7%、中学生 38.9%）と比べると、小学生は塾に行っていない割合は高くなりますが、中学生は低くなっています。中学生は受験を控えていることもあって塾に行っている生徒の割合が高くなっていると考えられます。

「自分で計画的に勉強している」割合は、小山町の小学生 54.3%、中学生 44.9%であり、全国平均（小学生 62.8%、中学生 48.8%）を下回っています。

H27 保護者調査と H27 全国調査の割合を比較すると、小中学生の「自分で計画的に勉強している」割合は 49.6%で、保護者の「計画的に勉強するように子どもにうながしている」割合は 68.2%であり、保護者の意識は高いが、その思いが子どもに伝わっていない様子が伺えます。

学校で出された宿題をきちんとやりきることも、学習習慣をつける上でとても大切です。この他にも、自分自身で学んでみたいことを広げていく学習も大切です。そのためには、夢中になって学べるもの（課題）を子ども自身が見つけられないと、学習が続きません。少しずつ自分から計画的に学習する子になるために、親が課題を見つけるヒントを子に与えたり、教師が示唆したりしていくことが必要です。

(エ) 読書

平成 25 年 2 月 23 日付け国立青少年教育振興機構報告書「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」によると、「就学前から中学時代までに読書活動が多い高校生・中学生ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」、「論理的思考」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、現在における「社会性」や「文化的作法・教養」との関係が強い。就学前から中学時代までの読書活動と体験活動の両方が多い高校生・中学生ほど、現在の意識・能力が高い。」「就学前から中学時代までに読書活動が多い高校生・中学生は、就学前から中学時代までの体験活動も多い。」との結果がでています。

読書を習慣化することは、子どもの成長に良い影響を与えるものです。

H27 全国調査によると、読書の習慣化（「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」）の割合は、小山町の小学生 87.9%、中学生 71.1%であり、小中学生ともに全国平均（小学生 80.0%、中学生 64.9%）を上回っています。

読書時間は、小中学生ともに 10 分以上 30 分未満が最も多くなっています。

学校図書館（室）や地域の図書館の利用の頻度（「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館（室）や地域の図書館にどれくらい行きますか。」）は、小中学生とも全国を下回っています。「ほとんど、または、全く行かない」割合は、小山町の小学生 36.2%、中学生 55.0%であり、小学生は全国平均（30.7%）を上回り、中学生は全国平均（57.0%）を下回っています。

読書の習慣化が全国平均を上回りながらも、図書施設の利用頻度が低い小山町の子どもたちですから、幅広い視野をもてる子へとつなげるためにも、これからは、さらに自ら進んで読書に取り組んだり、多様なジャンルの本を読んだりしていくことに力を入れていく必要があります。

また、子どもを取り巻く環境は、テレビやDVD、インターネット等、様々な情報メディアの発達・普及により、多様な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになり、利便性が向上した反面、子どものスマートフォン等の利用時間の増加、ゲーム機による遊びの流行等により、子どもの読書離れが指摘されています。

このような現状のなかで、子どもたちに乳幼児期から豊かな読書体験をさせ、子どもが本と出会う機会を増やし、自ら学び、自ら考え、判断する力や他人を思いやる心など「生きる力」を育成するために、家庭や地域、学校、園、図書館などが一体となって読書活動を進めていく必要があります。

(オ) 団らん

教育の出発点である家庭教育が大きく問われている現在、家族同士の団らんの重要性が増しています。

H27 全国調査によると、「家の人と学校での出来事について話していますか」割合は、小山町の小学生 (76.5%) は全国平均（小学生 79.5%）を下回り、中学生（73.9%）は全国平均（中学生 73.7%）と同レベルとなっています。

H27 保護者調査と H27 全国調査の割合を比較すると、小中学生の「家の人と学校での出来事について話していますか」割合は 75.2%で、保護者の「子どもから学校の出来事について話を聞いている」割合は 90.1%であり、保護者の感じていることと、実際の子どもの行動とが異なっている様子が伺えます。

テレビやDVDを見る時間は、小学生は4時間以上、中学生は1時間以上2時間未満が最も多く、小学生は全国と比べて多くなっていますが、中学生は全国と比べて少なくなっています。

テレビゲームの時間は、小学生は1時間以上2時間未満、中学生は1時間未満が最も多く、小中学生とも全国と比べて多くなっています。

保護者と子の接している時間は、休日は2時間以上4時間未満、平日は30分以上1時間未満と1時間以上2時間未満が最も多くなっています。

まずは、学校でのことを話す場所と時間を確保することが必要です。

すぐに子供部屋にこもってしまうのでは、話はできません。『この時間は家族と一緒に過ごす』というものを設定することも必要です。できれば、夕食等、テレ

び等を消して食事を一緒にとりながら話せる時間を設けることも必要です。団らんの時間の増やすため、ゲームやテレビ・DVD等を見る時間等も約束として決めておくことも必要です。

イ 地域での現状

地域の教育力の低下が叫ばれていますが、子どもたちの地域へのアプローチも大変重要です。

地域の行事への参加状況は、H27 全国調査によると、「今住んでいる地域の行事に参加している」割合は、小山町の小学生 85.2%、中学生 79.2%であり、全国平均（小学生 66.9%、中学生 44.8%）を大きく上回っています。

「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」割合は、小山町の小学生 (29.5%) は全国平均（小学生 44.8%）を大きく下回っていますが、中学生 (42.3%) は全国平均（中学生 32.9%）を大きく上回っています。

地域行事への参加率の高さを見ると、地域の教育力を感じる小山町ならではの表れであり、子どもが育つための風土・基盤がしっかりしていることを示しています。居心地のよさからか、地域や社会をよくするために何をすべきか考えない子が多いという傾向にあります。小山町の子どもたちが郷土に誇りを持ち、郷土の発展を考える子どもになるため、地域の様々なものを見たり、体験したりすることが必要です。

ウ 学校行事への参加状況等

保護者等の学校行事への参加状況は、H27 全国調査によると、「家の人は、授業参観や運動会などの学校行事に来ますか」（よく来る＋時々来る）割合は、小山町の小学生 98.0%、中学生 95.3%であり、全国平均（小学生 96.6%、中学生 83.4%）を上回っています。

H27 保護者調査によると、学校の教育目標やその達成に向けた方策を知っている保護者は、71.4%となっています。

調査結果を見ると、保護者等の学校行事への参加率は大変高く、全国的に見ても素晴らしいと言えます。また、学校の教育目標やその達成に向けた方策を知っている保護者も多いと言えます。

引き続き、これらの割合を維持することが大切です。

エ 携帯電話等の現状

情報化が進んでいる現在、携帯電話等によるトラブルが発生しています。そのため、携帯電話等を使う時の正しいマナー（情報モラル）を身に付ける必要があります。携帯電話やスマートフォンを持っていない割合は、H27 全国調査によると、小山町の小学生 53.7%、中学生 38.9%であり、全国平均（小学生 42.0%、中学生 21.4%）を大きく上回っています。

使用時間は、小学生は 30 分未満、中学生は 1 時間以上 2 時間未満が最も多くなっていますが、全国平均より長時間使用しています。

携帯電話については、保護者が責任をもって管理していかないと、大きなトラブルに巻き込まれる恐れがあります。もちろん、学校でも情報モラルについての学習はしていますが、フィルタリングをかける等、保護者の責任で子どもを守っていく必要があります。

(3) 幼児教育の現状

ア 入園時の重視項目

H25 子ども・子育て支援に関するニーズ調査における保育園・幼稚園利用者の回答（以下「利用者ニーズ調査」という。）によると、保護者が入園時に重視する項目は、①自宅からの距離 64.5%、②職員の対応の良さ 57.8%、③教育・保育の理念や内容 53.2%、④施設環境（設備、園庭等） 52.8%が、上位を占めています。

多様化する保育ニーズに応えるため、利用者の生活実態や意向を踏まえ、保護者にとって利用しやすい保育サービスの提供が求められています。

イ 支援策への期待状況

H25 利用者ニーズ調査によると、保護者の子育て支援施策の充実への希望としては、①子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい 54.6%、②児童館など、子ども同士が安心して集まれる身近な場を充実して欲しい 41.3%、③幼稚園や保育園にかかる費用負担を軽減して欲しい 32.8%、④児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援を充実して欲しい 32.2%が、上位を占めています。

子どもと子育て家庭が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるためには道路、公共施設等の生活基盤の整備や親子のふれあいの場、地域のコミュニケーションの場となる事業の実施が必要です。

ウ 地域への期待状況

H25 利用者ニーズ調査によると、保護者の地域の方への希望としては、①子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意して欲しい 63.4%、②子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけて欲しい 43.3%が、上位を占めています。

子どもが地域社会との関わりを持つ機会が減少する傾向がありますので、その機会を増やすことが必要です。子どもの地域に対する関心の低下、地域住民における子どもへの関心の低下が生じないようにすることが大切です。

エ 子育て不安感等の状況

H25 利用者ニーズ調査によると、保護者の子育てに関して不安感や負担感としては、「非常に不安や負担を感じる」方が 5.3%、「なんとなく不安や負担を感じる」方が 40.3%となっています。一方 32.1%の方が「あまり不安や負担を感じない」としていますので、不安感や負担感を感じる方の方が多い状況となっています。また、保護者が日常悩んでいること等は、①子どもを叱りすぎているような気がする 37.7%、②子どもの教育に関すること 35.8%、③病気や発育・発達に関すること 29.9%、④食事や栄養

に関すること 29.0%が上位を占めています。

少子化の影響により、子育て世代の人が子どもを持つまでの人生経験の中で「子どもとの接触経験」が少なく、「育児不安」を感じる母親にとって子どもとの関係の中では「子どもが要求していることがわからない」ことや「子どもとどう接すれば良いかわからない」ということがあるという指摘があります。

また、核家族化や少子化の影響により、近隣に子育てについて相談できる友人や支援をしていただける人が少ないことが、不安の一因との指摘もあります。

これらの指摘に対応するため、相談体制を充実していく必要があります。

(4) 学校教育の現状

ア 学力の状況

H27 全国調査から、次のような傾向がありました。

(ア) 小学校

a 国語 ○学校で習った漢字を読んだり、記事に見出しを付けたり、文章の要旨をまとめて書いたりすることができます。

●主語・述語を正しく捉えたり、文中から必要な部分を引用したり、文章と図を関連付けて書く等、条件を出された上で文章を書いたりすることが苦手です。

b 算数 ○基本的な計算や確かめをすること、図形を構成できる辺の組み合わせを選ぶ等、繰り返し練習することで力の付く問題がよくできます。

●分数や少数の大小関係の捉えが不十分だったり、割合を使った文章問題などを苦手としたりする子どもが多くいました。

c 理科 ○メダカの雌雄を見分けたり、メスシリンダーの名称を記したりするなど、実際に観察・実験で体験している問題は、よくできます。

●実験のグラフを基に考えて記述したり、器具の適切な操作方法を理解したりすることに課題があります。

(イ) 中学校

a 国語 ○文章から適切な情報を得て考えをまとめたり、表現の工夫について自分の考えをもったりする問題がよくできます。

●複数の資料から情報を得て、自分の考えを具体的に書いたり、文章の構成や要旨を理解したりすることが苦手です。

b 数学 ○基本的な計算や図形問題など、問題を解くために必要な基礎的知識を身に付けています。

●文章の中から数量の関係を等式で表すこと、見つけた関係について文字を使って表すこと、身近な事象から関数関係を見つけて説明すること、統計資料から全体像を把握して特徴を説明することに課題があります。

c 理科 ○正しい化学式を選んだり、天気図から風力を読み取ったり、電気抵抗を

計算で求めたりする問題がよくできます。

- 雲ができるメカニズムを正しく説明する問題、実験を計画する問題、音の波形の特徴を選ぶ問題を苦手としています。

(ウ) 生活や考え方と学習の関係

- a 学力調査で正答の数が多かった子（正答数により均等に4つの階層に区分したときに上位の階層に位置づけられる階層の子）に見られる傾向
 - (a) 朝食、起床、就寝など、生活のリズムが整っている。
 - (b) 読書をしている。または、読書時間が短くても読書が好きだと思っている。
 - (c) 積極的に地域の行事に参加している。
 - (d) 達成感を味わうことが多く、自己肯定感をもっている。
 - (e) 家の人と学校のことをよく知っている。
- b 学力調査で正答の数が多かった子（正答数により均等に4つの階層に区分したときに下位の階層に位置づけられる階層の子）に見られる傾向
 - (a) 長時間テレビを見たりゲームをしたりしている。
 - (b) 携帯電話等を長時間使用している。

※この2項目については、中学生になるほど顕著に表れています。

(エ) H27 全国調査から見た小山町の子どもたちの傾向

- 学校に行くことが楽しいと感じている子ども・将来の夢をしっかりと持っている子どもが大勢います。
- 国語・算数・数学、理科を勉強することは大切で、将来のために必要だと考えている子どもが大勢います。
- このような学習に対する前向きな態度が基盤となり、学校で教わったことや練習したことが身に付いていくので、基礎的な学習は、比較的よくできる傾向になったと言えます。
- いくつかの材料や情報の中から必要なものを選んで使い、自分で答えを作っていくような問題を苦手とする子どもが大勢います。
- 複数の条件を出されると、正しく答えられなくなってしまう子どもが大勢います。

小山町の子どもは素直な反面、自ら工夫して考えたり判断したり、違う角度から考えたりするような、少し複雑な解決場面を苦手としている傾向があります。

「知識」「技能」を「活用する力」があるか調査する問題を解く力を付けることが課題です。

イ 体力の状況

H27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査から、次のような傾向がありました。

全国の傾向と同様に、子どもの体力のピーク時であった昭和 60 年頃と比較すると、依然低い傾向にあります。

小学校男子については、全国平均と比較し、多少低かったのは 20m シャトルランで、

低かったのは握力、ソフトボール投げでした。体力全体としては、全国平均と比較し、多少低い状況でした。

小学校女子については、全国平均と比較し、多少低かったのは長座体前屈で、低かったのは握力でした。多少高かったのは反復横跳びで、高かったのは20mシャトルラン、ソフトボール投げでした。体力全体としては、全国平均と同程度でした。

中学校男子については、全国平均と同程度でした。女子については、全国平均と比較すると多少高かったのは握力、反復横跳び、立ち幅跳びで、高かったのはハンドボール投げでした。体力全体としては、全国平均と比較し、多少高い状況でした。

中学では、ほぼ全国平均もしくは平均以上でした。課題とされる項目は小学校にあると言えます。体力は体育の授業で培われるものもありますが、普段の外遊びを通して身に付く体力もありますので、普段の外遊びを奨励していく必要があります。

室内のゲームではなく、小学生に外遊びの楽しさを教えていく必要があります。

ウ 保護者が望む教育（要望）

H27 保護者調査で、保護者が望む教育における重視度を指数化し順位付けをすると、①「人の気持ちが分かる人間になること」、②「子どもが自立できるようになること」、③「自分の意見をはっきり言えるようになること」、④「将来の夢や目標に向かって努力すること」となりましたが、いずれの事項も7割以上の方が、重視していると回答しています。

H27 保護者調査と H27 全国調査の割合を比較すると、小中学生の「友達の前で自分の考えや意見を発表すねことは得意だ」割合は46.1%で、保護者の「自分の意見をはっきり言えるようになること」割合は98.9%となっています。

小中学生の「将来の夢や目標を持っている」割合は74.7%で、保護者の「将来の夢や目標に向かって努力すること」割合は96.8%となっています。

いずれも、保護者の思いと子どもの意識に差異が生じていることが分かります。

また、子どもの4分の1が将来の夢や目標を持てていない状況があります。

保護者の学校に期待する教育や指導は、①「他人とのコミュニケーション能力を高める」19.1%、②「規範意識や他人を思いやる心を育む」16.8%、③「学習意欲を高める」16.7%が、上位を占めています。

ここでの大きな課題は、将来の夢や目標を持てていない子どもが4分の1もいるということです。夢や目標は活動の原動力になるので、とても大切です。これは、先に述べた自己肯定感も関係してきます。その子の将来の夢につなげるため、その子のよさをたくさん知らせること・自分のよさに気付くことが大切です。

エ 子どもの学校での状況

H27 全国調査によると、学校に行くのは楽しいと思っている小中学生の平均は79.5%であり、H27 保護者調査によると、子どもが学校に行くことを楽しみにしていると感じている保護者は82.3%です。しかし、H27 全国調査を個別にみると、「学校に行くのは楽しいと思いますか。」割合は、小山町の小学生85.2%、中学生73.8%であり、全国

平均（小学生 87.0%、中学生 82.1%）を下回っています。

国語、算数（数学）、理科を好きな割合、次のとおりです。

国語は、小山町の小学生 57.1%、中学生 49.6%であり、全国平均（小学生 61.1%、中学生 60.5%）を下回っています。

算数（数学）は、小山町の小学生 78.5%は全国平均（小学生 66.6%）を上回っていますが、中学生 50.3%は全国平均（中学生 56.0%）を下回っています。

理科は、小山町の小学生 75.9%は全国平均（小学生 83.5%）を下回っていますが、中学生 71.2%は全国平均（中学生 61.9%）を上回っています。

「学校が楽しい」といえる学校づくりが課題です。特に、単に面白いだけでなく、学校だからこそできる集団でやり遂げる、仲間と一つになれる質の高い楽しさを感じることが大切です。現在でも小学校では 85%以上中学校でも 73%以上の子どもが楽しいと感じていますので、質の高い楽しさを感じられる子どもが増えていくよう、学校での工夫が望まれます。また、子どもたちの心が安定し、楽しくなるために、学校と保護者の協力が必要です。

(5) 青少年健全育成の状況

青少年の豊かな人間性や社会性を養うため、ボランティア活動等への参加支援や青少年団体や青少年育成団体の活動を支援し相互交流や組織活性化を促進しています。また、集団での仲間づくりや自然の中での体験活動等を通じて、自主性や協調性を養い、地域の活動に積極的に取り組めるジュニアリーダーの育成を推進しています。

青少年の健全育成のための環境づくりとして、有害情報の排除など、環境浄化活動を推進するとともに、地域における指導者の育成を図り、青少年が健やかに育つ環境づくりを推進しています。また、青少年の社会的逸脱行動を未然に防ぐために、補導員による街頭補導活動や町民への啓発活動を実施し、社会的逸脱行動の早期発見・早期対応に努めています。

ア 青年団体との連携

連合青年団等の青年活動の活性化と富士山一斉清掃など地域活動への参加を促進しています。

青年団員の減少により、活動の縮小傾向が見られます。

イ 成人式の実施

大人としての自覚と誇りの喚起や、町民としての意識の醸成につながる町独自の企画を取入れた「成人式」を開催しています。

ウ 青少年問題協議会の開催

関係機関、団体相互の連絡調整機関としての働きを基盤に、青少年の健全育成と青少年の諸問題を協議しています。

エ 青少年健全育成の推進

健やかな青少年の育成をめざして、地域住民の意識の高揚と活動を活性化させるた

め青少年健全育成関係チラシの配布などの事業を推進しています。

人間形成に大きな影響力を持つ家庭・地域・学校等が一体となって育てていくことが求められています。

オ 青少年補導員活動の推進

青少年健全育成のための補導活動と関係機関・団体との連絡を取り、住みよい環境づくりを進めています。補導員会議の開催、夏祭り巡回、県下一斉補導などを実施しています。

カ 中学生ボランティア活動の推進

まちのイベントや地域団体・NPOの活動など、年齢、世代、地域を超えた交流などを通して、社会性の習得力、コミュニケーション能力を育成しています。

町内中学生の50%がボランティア登録することを目標としています。

キ 職場体験事業の推進

中学2年生の生徒や、高校生のキャリア教育を推進しています。

多くの企業等に協力してもらうことが必要です。

ク 通学合宿の推進

子どもに社会性をしっかり身に付けさせるため、通学合宿を、地域の様々な団体と連携して実施しています。

地域全体で子どもを育む環境整備が必要です。

(6) 生涯学習の現状

「生涯学習」とは、「一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習」の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会として「生涯学習社会」という言葉も用いられます。(平成26年度文部科学白書)

国は、教育基本法にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。「自立」、「協働」、「創造」の3つをキーワードとする生涯学習社会の実現に向けて、学校教育の充実はもとより、社会教育、家庭教育、その他様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組んでいます。

町は、国の方針を受け、各種事業を実施しています。

町の生涯学習施設として、小山町総合文化会館、小山町立図書館、小山町総合体育館、小山町多目的広場、小山球場、小山道場、小山町弓道場、小山町夜間照明施設（小山中学校内）小山町夜間照明施設（北郷中学校内）、小山町夜間照明施設（須走小学校内）、小山地区児童屋内体育施設、菅沼地区児童屋内体育施設、用沢地区児童屋内体育施設、

小山町パークゴルフ場があります。

現在、小山町総合文化会館、小山町立図書館、小山町総合体育館、小山町多目的広場、小山球場、小山道場、小山町弓道場、小山町夜間照明施設（小山中学校内）小山町夜間照明施設（北郷中学校内）、小山町夜間照明施設（須走小学校内）について、指定管理し、民間のノウハウを活用しながら、生涯学習を推進しています。

ア 芸術文化活動

小・中学校芸術鑑賞会、ファミリーコンサート、人形劇フェスティバル等の金太郎ホールでの自主文化事業、各種趣味教室、幼児・児童を対象とした季節行事、講演会等を実施しています。また、学習成果発表の場として、町民文化祭、生涯学習フェスティバルを実施しています。

今後も町民のニーズに応じた事業を実施していく必要があります。

イ スポーツ・レクリエーション活動

町民体育大会、町民スポーツ祭、マラソンフェスタなど町民が気軽にスポーツに親しめるような町民参加型のイベントを実施しています。

大会等への参加者が減少していることから、参加者を増やす工夫が必要です。

ウ 図書館

利用しやすく、地域や町民に役に立つ図書館づくりを推進し、おはなしの会など、読書に触れ合う機会を提供し、読書機会の充実を図り、読書人口の拡大に努めています。

子ども読書の日、こどもの読書週間、読書週間に合わせたイベントを実施しています。

イベントへの参加者数が少ないことから、参加者を増やす工夫が必要です。

エ 歴史と文化

文化財的な価値のあるものを調査し、町指定文化財などへ指定し文化財周知、活用及び保全を推進しています。

町の文化財について住民の方の認知度が低い傾向があり、さらなる周知対策が必要です。

オ 生涯学習施設

学びの場である生涯学習施設の整備に努めるとともに、多様な学習の場としての施設の活用を促進しています。また、総合文化会館では、幼児やその保護者の交流の場として毎週木曜日に施設の一部を開放しています。

指定管理者と連携した活用が必要です。

(7) 家庭・地域の教育力について

教育基本法において、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」とされています。

家庭教育は、「生活の中に生きている教育であり、生活の中に生きていればこそ、子ど

にも影響を及ぼし、教育することができる。家庭教育は教育意識のない教育である。」とも言われています。

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。

さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力なども家庭教育の基礎の上に培われるものと考えられています。

子どもの前頭前野（ヒトをヒトたらしめ、思考や創造性を担う脳の最高中枢であると考えられているもの）は、自分の親と話している場合には、大いに活性化するという結論を得ている研究もあります。このことから考えると、子どもの発達には家族とのコミュニケーションが必要であり、コミュニケーション能力、思考能力等の能力を伸ばす方法として、家族とのコミュニケーションをする機会を増やすことが有効と考えられます。

ところで、子どもは社会に適応するために必要な知恵を家庭や学校だけでなく、地域においても得ています。特に、子どもにとって、地域は、様々な年齢層や立場の人々と触れ合うことで、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる「場」であり、その意味からも地域における教育は重要です。

国が実施している各種アンケート等によると、次のような傾向があるようです。

- (ア) 地域のつながりが希薄化するとともに、地域の教育力が低下してきている傾向があるようです。
- (イ) 地域と親密なつきあいのある人は、子育てへの不安が少ないようです。
- (ウ) 子を持たれている親があればいいと思っている地域活動は、地域で気軽に相談できる活動があればいいと思っているようです。
- (エ) 子どもの頃、友達と遊んだ経験の多い人ほど、自尊心が高い傾向が見られるようです。
- (オ) 子どもの頃、地域活動に参加した経験が多い人ほど、意欲や関心が高い傾向がみられるようです。
- (カ) 子どもの頃、家事や手伝いをした経験が多い人ほど、職業意識が高い傾向がみられるようです。
- (キ) 毎日朝食をとる児童生徒ほど、学力調査の得点が高い傾向にあるようです。
- (ク) 毎日朝食をとる児童生徒ほど、体力テストの得点が高い傾向にあるようです。
- (ケ) 家の人と学校での出来事について話している児童生徒ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向にあるようです。

そのため、家庭・学校(園)・地域が連携した子どもの育成が必要となっています。

第Ⅱ部 基本理念と視点

社会の変化の激しい現在においては、未来予想が大変困難な時代となっています。

そのため、「横の連携」（教育に対する社会全体の連携の強化）と「縦の接続」（一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現）を充実し、①「自立した人間として、社会の激しい変化の中でも何が重要かを主体的に判断できる。」②「多様な人々と協働していくことができる。」③「社会の中で自ら問いを立て、問題を解決に導き、新たな問題の発見・解決につなげていくことができる。つまり、創造できる。」人づくりが求められています。

さらに、教育を取り巻く時代の潮流や町の教育をめぐる現状を考慮して、次の基本理念を設定しました。

1 基本理念

豊かな人間性を持ち「困難・問題をきちんと受け止め、泰然と対処できる人」づくりをめざすため、基本理念として次の言葉にまとめました。

「気高い富士 金太郎のように思いやる心を持つたくましい人づくり」

※「豊かな人間性」とは、①生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観 ②他人を思いやる心や社会貢献の精神 ③正義感や公正さを重んじる心 ④他者との共生や異質なものの寛容 ⑤美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性 ⑥自立心、自己抑制力、責任感などと捉えています。

※「たくましい」とは、「困難・問題をきちんと受け止め、泰然と対処できる」ことを指しています。

2 部門別理念

基本理念をより明確にするために、幼児・学校教育とそれを除いた生涯学習の別に、次の部門別理念を設定します。

(1) 幼児・学校教育

**「凜とした富士 つよくて優しい金太郎のような子」
～3つ「心」 6つ「躰」 9つ「言葉」 12「文」 15「理」～**

古く日本の人々は、一人前の人間を育てようと、3歳から15歳になるまで熱心に子育てに取り組みました。これを踏まえ、小山町では、富士山のように姿や振る舞いが清々しく頼もしく、金太郎のように、強い体と頑張る心を持ち、だれにでも優しく接することができる子に育つことを目標とするために、幼児・学校教育部門の理念として設定します。

※3つ「心」：愛情深く子どもに接し、子どもが家族や周囲の人々から大切にされているという安心感、信頼感の植え付けることが重要な時期です。

6つ「躰」：日常生活のしぐさを身に付けさせる時期です。

大人の言葉遣いが子どもに反映されます。この時期だからこそ、子どもに対し

て丁寧語で話しかけることが必要ですし、本の読み聞かせや音読が有効です。正しい言葉を聞き、社会性のある会話をするのが躰につながります。

9つ「言葉」：どんな人にも失礼にならないあいさつや、社会性のある会話を教えることが重要な時期です。本を読み込むことで言葉を身に付けることができますので、本の読み込みは有効な手段となります。

12「文」：きちんと中身が伝えられる文章を書けるようにする時期です。

15「理」：ものごとのしくみや意味などを理解させる重要な時期です。社会的なテーマの体験が有効な手段となります。

新聞等で時事の問題に積極的に触れ、自分なりに物事の分別を身に付けていきます。いわゆる思春期です。親は、子どもの言動に動じず、「大好きだよ」と言葉で伝えることが大切です。

(2) 生涯学習（「幼児・学校教育」は前掲。）

「雄大な富士 豊かな心を持ち 町を担う人」

人間としての度量が大きく、言い換えれば「謙虚さ」と「寛容さ」を持つとともに、美しいものに感動し、常に生きることの喜びと感謝の気持ちに満ち、明るく、前向きに、たくましく生きようとする心を持つ町の担い手を育成することを目標とするために、生涯学習部門の理念として設定します。

3 視点

本計画では、次の4つの視点に基づき、施策の基本的方向を策定しています。

※この4つの視点は、個々の施策に相互に関連するものなので、施策の基本的方向を視点ごとの体系化とはしていません。

(1) 視点1 豊かな人間性のはぐくみ

『社会を生き抜く力の養成』

社会環境が激しく変化し、人々の価値観やライフスタイルも多様化・複雑化している中、社会を生き抜く力を身に付けることがこれまで以上に重要になっています。

そこで、持てる能力や個性を最大限に発揮して、未来を切り拓くことができ、自らを律し、他者とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心を持つ人の育成に向けた環境を整えていくことが求められています。

平成26年に国立青少年教育振興機構が日本、米国、中国、韓国の高校を対象とし実施した「高校生の生活と意識に関する調査」の結果によると、「自分はダメな人間だと思う」と回答した日本の高校生は7割以上にも上っています。4か国中で突出して高く、日本の子どもの「自己肯定感」が低いことを再認識するものとなっています。

この自己肯定感、多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力（自分の意思で自ら進んで行動するとともに、自分から他者に向かって、何か行動を起こす力）を育むために欠かせないものであるため、自己肯定感の醸成に向けた環境を整えていくことが求められています。

前記以外の豊かな人間性を構成するものとして考えられている「生命を大切にし、人

権を尊重する心などの基本的な倫理観」、「社会貢献の精神」、「正義感や公正さを重んじる心」、「他者との共生」、「異質なものの寛容」、「自立心」、「自己抑制力」、「責任感」などの育成も、これまで以上に重要になっていますので、これらの育成に向けた環境を整えていくことが求められています。

(2) 視点2 「小山町」に誇りと愛着を持つ心の醸成

『自分が育った地域を大切に思い、地域を支えていく人づくり』

社会環境が激しく変化する中、人間同士の連帯感や思いやりの衰退、郷土の伝統・文化の忘却などが発生しています。これは、人間形成の上でも、大変重要な問題です。そのため、町に誇りと愛着を持つ心、つまり郷土愛の醸成が求められています。

郷土愛の醸成のために、郷土の良さを心と体に刻む環境を整えていくことが求められています。さらに、郷土への誇りとともに主体的な関わりが持てるようにする環境を整えていくことが求められています。

郷土がいろいろな人々の思いや願いによって創られ、郷土の自然や文化の中で心を育み、共により良く生きようとしていることを心で感じとれるようにしていき、そこに住み、日々生活している自分に誇りを持てるようにしていくことが重要です。

さらに、郷土に対してより積極的に関わり、郷土をより良くすることに貢献し、文化や伝統をさらに発展させようとする能動的な側面を育てることも重要です。

しかしながら、偏狭な郷土愛に陥らないことも大切です。そのため、異郷の地や外国の風土、生活や文化を理解し、他の人々が自らの郷土や国に寄せている愛着の情を知ることにも必要となっています。

(3) 視点3 生涯を通じて学びあい教えあえる環境づくり

変化のスピードが加速している社会・経済に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術の習得に迫られています。また、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大しています。さらに、超高齢化社会を迎え、余暇を活用する知識や技術を身に付けることが、高齢者の生きがい対策の一つとなっています。そのため、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において発生する学びの要求に対して、学ぶことができる機会づくりが重要となっています。

持続可能な社会の構築基盤形成のため、自らの学習要求に基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献することが求められています。そのため、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりはもちろんのこと、その学びで得たものを他の方に教えることや学びの成果を社会に還元できる環境づくりが重要となっています。

(4) 視点4 家庭・地域・学校等が連携し、それぞれの役割を果たす社会の形成

『絆づくりと活力あるコミュニティの形成』

家庭環境の多様化や地域社会の変化などにより、生活の中で自然に行われる教育的な営みが難しくなっています。

最近の青少年をめぐる様々な問題の背景として、地域や家庭の教育力の低下があるとも指摘されています。

文部科学省の調査によると、地域において人間関係の希薄化が進んでいるとされ、保護者自身も地域に対する期待が多いが、自分自身はあまり地域に対して関わっていないという実態も明らかになっています。

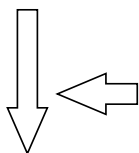
それに対応するため、多様な主体や世代が関わりあう社会を実現し、子どもの育ちや子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくりが求められています。

地域の抱える課題をその地域において解決していくためには、その地域を構成するあらゆる方々が「おかげさま おたがいさま」精神（感謝と共存共栄の精神）や自助・互助の精神の下で協働して課題に取り組んでいくことが重要となります。そのため、町民が地域の一員として「自ら考え、行動する力」を育成することが求められています。「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環なシステムを目指すことが必要となっています。

学校教育においては、地域コミュニティの存在は不可欠であり、学校支援はもとより、教科等の学習面でも、地域との連携はなくてはならないものになりつつあります。地域にとっても、子どもたちが地域を見つめ、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通して、地域活性化を担う人材に育ててくれる学校は、貴重な存在だと言えます。その意味でも、家庭、地域、学校等の連携強化が必要となっています。

計画の基本構成（体系図）

基本理念	「気高い富士 金太郎のように思いやる心を持つたくましい人づくり」
部門別理念	○幼児・学校教育部門 「凛とした富士 つよくて優しい金太郎のような子」 ～ 3つ「心」 6つ「躰」 9つ「言葉」 12「文」 15「理」～ ○生涯学習部門 「雄大な富士 豊かな心を持ち 町を担う人」



視 点	豊かな人間性のはぐくみ
	「小山町」に誇りと愛着を持つ心の醸成
	生涯を通じて学びあい教えあえる環境づくり
	家庭・地域・学校等が連携し、それぞれの役割を果たす社会の形成

施策の基本的方向	幼児教育	施策1 就学前教育の充実	各園での教育の質の向上
			保育士・教諭等の資質向上
			家庭・地域の子育て力の向上
			絵本の読み聞かせの推奨
			特別支援教育の推進
			幼稚園及び保育園のこども園への移行検討
			国際理解教育
			安心・安全な教育環境の整備
			幼児教育の義務教育化への対応
		施策2 幼児教育の連携	各園の連携
			各園と小中学校の連携
	学校教育	施策3 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成	教育の質の向上
			確かな学びづくり
			家庭・地域・学校の連携向上。地域の核となる開かれた学校づくり
			特別支援教育の推進
			道徳教育・人権教育の充実
			いじめ防止・不登校対策の推進
			ふるさと教育の充実
			環境教育の充実
			読書活動の推進
			英語教育・国際理解教育の充実
			児童生徒の放課後活動支援の充実
			食育の推進
			健康な体づくりの推進
			交通安全教育、防犯・防災教育の推進
			保護者への支援
		施策4 安全・安心な教育環境の整備	安全点検の徹底
			安全・安心な学校環境整備
			ICT環境整備
	生涯学習	施策5 生涯学習の推進	生涯にわたる学びの支援
			健やかな体づくりと生涯スポーツの推進
			歴史と文化の継承・活用
		施策6 家庭・地域社会・学校(園)との連携	家庭の教育力の向上支援
			地域の教育力の活用
		施策7 生涯学習施設の充実	連携した子どもの育成
			文化施設・体育施設の充実
			子育て支援施設の充実

第Ⅲ部 施策の基本的方向

1 幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

しかしながら、自己肯定感、言葉、しつけ等の一次的社会的成長の場である家庭や、基礎力、伝承、社会性等の二次的社会的成長の場である地域（異年齢集団）における教育力が低下していると言われている現在、育ちの機会の充実のため、幼児期にふさわしい「遊び」と「生活」（活動）を提供する場としての幼児保育（養護・教育）（以下「幼児教育」という。）の意義が高まっています。

「生活」（活動）に関して、保育所保育指針では、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていくことを求めています。一方、幼稚園教育要領では、安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることを求めています。

「遊び」に関して、保育所保育指針では、遊びは乳幼児の発達に必要な体験が相互に関連し合って総合的に営まれていることから、遊びを通しての総合的な保育をすることが必要であるとしています。一方、幼稚園教育要領では、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であるとしています。

いずれにしても、保育所保育指針と幼稚園教育要領の表現上の違いはありますが、乳幼児期の教育の重要性を踏まえ、乳幼児期の豊かな育ちを保障し、より質の高い保育を提供するとともに、家庭と地域、幼稚園・保育園・こども園がそれぞれの教育的役割を担い、総合的に乳幼児期の教育を充実することにより、子どもたちの成長支援を図る必要があります。

施策 1 就学前教育の充実

ア 各園での教育の質の向上

子ども一人ひとりの成長と保護者のニーズに応じた適切な支援に努めます。

(ア) 各園の実態に応じた教育内容の工夫

毎年、各園で保育目標、園目標を定め、さらに重点目標、重点目標具現の方策、研究テーマを設定し教育内容の工夫を図ります。

(イ) 保護者との意見交換の場づくり

参観会や懇談会等を通して、子ども一人ひとりが生活する様子や成長した姿を知らせたり、保護者と意見交換したりすることにより幼児教育の大切さが実感できる場を設けます。

(ウ) 園評価の実施及び公開

園評価の取り組みを通して、教職員全員が教育活動その他の園経営の成果や課題

を共有し、協力して教育活動を行うことによって、意識改革や組織の活性化や園経営の継続的な改善を図ります。また、園評価の結果の公表などを通して、保護者や地域の人々から教育活動その他の園経営に対する理解と参画を得て、地域に開かれた信頼される園づくりが進むようにします。

(エ) 園評価への外部の意見聴取等の導入

保護者、地域住民などにより構成された委員会等がその園の教育活動の観察や意見交換などを通じて自己評価の結果について評価することを基本として行う園関係評価については、自己評価が浸透したのちに実施します。また、園に直接関わりのもたない専門家等第三者が自己評価及び園関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その園運営全体について専門的・客観的立場から評価を行うことについては、今後検討するものとします。

(オ) 体力の向上

幼児が自発的に取り組む様々な遊びを中心に、楽しく体を動かす保育を推進します。

(カ) 食育の推進

「決まった時間に食事する」「みんなで食べる楽しさを体験する」「食事づくりや準備に関わる」「食事を味わって食べる」「食べものの話をする」保育を推進します。

イ 保育士・教諭等の資質向上

保育士・教諭等一人ひとりが、自ら意欲的に学ぼうとする意識をもち、互いに研鑽していきます。

(ア) 乳幼児教育の質の維持・向上（幼保の会）

幼稚園・保育園・こども園が一つの組織となり、町の幼児教育の一体性と一貫性を図り、乳幼児教育に取り組んでいきます。さらに、私立園にも参加を呼びかけ、町として乳幼児教育の一貫性の確保に努めます。

また、幼保の会の統一研究テーマを踏まえ、園の実態に応じたテーマを掲げ、発達の理解や環境構成、教師の援助などについて、保育実践と記録の累積などを通して、日々研修を積み重ね、保育者としての専門性を高めることに努めていきます。

(イ) 全園での公開保育の実施

各園の研究テーマに沿った、年1回の公開保育を実施し、参観や協議会を通して保育士・教諭等の保育力の向上に努めていきます。また、町が設置した総括支援員の指導を受け研修の充実を図ります。

(ウ) 研修会の実施

県や公立私立保育士会・保育所連合会主催の研究発表会への参加等、町外の研修機会の拡大及び研修内容の充実を図ります。

ウ 家庭・地域の子育て力の向上

乳幼児期の教育における家庭教育の役割は極めて重要と捉え、家庭と地域、行政が一体となった取り組みを充実し、保護者へ子育てが楽しいと感じる機会と場の提供を

行うことにより、家庭および地域の子育て力の向上を目指す取り組みを推進します。

(ア) 子育て相談

保護者の悩みなどについて気軽に相談できる雰囲気やかかわりを大切にし、子どもの具体的な姿を通して、子育ての楽しさや喜びを感じられるよう手助けをしています。また、子育て相談員を配置し定期的に園を巡回して、必要に応じて保護者からの悩みなどの相談に応じていきます。

(イ) ペンぎんランド、わくわくランドの開設

地域の子どもの成長・発達を促進する場として、幼稚園では「わくわくランド」保育園では「ペンぎんランド」を定期的に行います。園を開放し遊びを伝えたり広げたりする場にし、保護者同士の交流などの場も提供します。

(ウ) 情報発信

毎月、子育て支援センター発行の子育て通信や各園発行の園だよりにより、子育てについての情報を提供していきます。

(エ) 睡眠の重要性の啓発

睡眠不足により、ストレスの増加や心身への影響などが生じます。その意味では、健康の保持・増進、学習や生活を活性化する上で睡眠は重要な要素です。そのため、睡眠の必要性について啓発を行います。

(オ) 地域行事への参加

地区の運動会や祭りに積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図っていきます。

エ 絵本の読み聞かせの推奨

東京医科歯科大学認知神経生物学の泰羅雅登教授等の研究により、読み聞かせの効果が科学的に実証されています。

この研究で、読み聞かせ中に読み手である母親の脳では前頭前野が活発に働き、聞き手である子どもの脳では大脳辺縁系が活発に働いていることがわかりました。(前頭前野は、思考や創造力、コミュニケーション、感情のコントロールといった機能を司り、大脳辺縁系は喜怒哀楽を生み出し、その感情に基づいて基本的な行動を決めている部分です。)

泰羅教授は大脳辺縁系を「心の脳」と呼び、「健やかに育っていくためには大脳辺縁系がよい働きかけを受け、情動が豊かになることが大切」と述べられ、「子どもは読み聞かせを通じて、豊かな感情、情動がわき上がっているのだろう。脳は使うことで発達する。読み聞かせは、結果として子どもの豊かな感情を養い、『心の脳』が育つために役立っているのだろう。」と分析されています。

一方、母親は一人で音読をしているときよりも子どもを相手に読んでいるときの方が前頭前野の活動がより活発で、特にコミュニケーションをとっているときによく活動する部分が働いていることがわかりました。泰羅教授は、「子どもも大人も、ともに楽しむことが読み聞かせの良さ。親が子どもの表情を見ながら、そして気持ちを考

えながら話す言葉には、大きな力があるのだと思う。読み聞かせは親子の絆をつくる良い機会となるでしょう。」とアドバイスされています。

このように絵本の読み聞かせは、子どもの心を育て、心を豊かにし、想像力を育て、集中力がつき、知的好奇心が育ち、語彙が増え、読解力が身につき学力に影響していきます。さらに、子どもに寄り添ったスキンシップの一つとなりますので、子どもの自己肯定感を高めるとともに、家族の絆を高めるものと考えられています。

(※参考サイト

東京大学大学院教育学研究科市川研究室(<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/ichikawa>)
「読み聞かせの影響」)

(ア) ブックスタート事業の実施

5・6 か月児とその保護者を対象とした絵本のプレゼントや図書館ボランティアの読み聞かせを実施し、「絵本を介しての子育て支援事業」を推進します。

(イ) 各園での読み聞かせの充実

日々の保育の中で読み聞かせの時間を意識的に設け、絵本に親しむ時間を積み重ねていきます。読み聞かせを通して自分の知らない世界を広げたりイメージを一層広げたりして、豊かな心を育みます。また、読み聞かせボランティア等を活用した読み聞かせの機会を計画的に取り入れていきます。

(ウ) 家庭での読み聞かせの啓発

園の絵本の貸し出しや、推薦絵本をお知らせするなどして、家庭での読み聞かせの啓発をしていきます。

オ 特別支援教育の推進

障がいや発達上の課題がみられる乳幼児の自立などに向けた主体的な取り組みを支援するという視点にたち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活上などの困難を改善または克服するため、適切な指導または必要な支援を行います。またその保護者に対しては必要に応じて保育相談を行うと共に、他の子どもや保護者に対して、障がいに対する正しい知識や認識ができるように支援に努めます。

(ア) 特別支援教育コーディネーターへの位置付け

特別支援が必要な幼児に対し、指導内容や指導方法等の工夫を計画的、組織的に行うため、特別支援コーディネーターを中心に園内体制の充実を図っていきます。

(イ) 医療、療育機関等の専門機関との連携

関係機関との連携を図りながら、発達障がいのある幼児や発達上の課題を抱えている幼児等を早期に発見し、就学前から効果的な指導、支援を行うための体制づくりに努めていきます。

(ウ) 特別支援が必要な子どもへの支援充実

状態に応じた適切な教育支援や放課後児童クラブの受け入れの推進など、将来の自立や社会参加に向けた支援策を行っていきます。

(エ) 障がいに対する知識の普及

園全体で協力体制を作り、計画的・組織的に取り組み、保育者が障がいのある幼児に対して理解に努め、知識と経験を豊かにして行くことに努めていきます。

カ 幼稚園及び保育園のこども園への移行検討

園舎の建替え等の施設整備の時期に合わせて、こども園への移行を検討します。
施設分離型こども園の設置を研究・検討します。

キ 国際理解教育

国際化の進展は、人と人との相互理解・相互交流が基本となるものです。

外国の人々の生活や文化を、相手の立場になって理解することが必要になります。
言語習得能力が柔軟で最も発達する幼児期に国際共通語である英語に興味をもつことは、意味のあることです。

(ア) ALT（外国語指導助手）による園での国際理解教育の推進

ALT を派遣し、国際社会で活躍する人を育成するための土台づくりのため国際理解教育を推進します。

(イ) 外国行事の体験をととした国際理解の推進

ハロウィンやクリスマスなどの外国の行事をととして、外国の文化や言語に、興味や関心を持つように努めます。

ク 安心・安全な教育環境の整備

保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導に努めます。

(ア) 日常の安全管理の徹底

室内・外の安全点検を定期的に行い、職員間で事故やけがやヒヤリ・ハット（一歩間違えば事故やけがになった事象）の情報の共有を図り、事故やけがの防止に努めていきます。

(イ) 時代に即応するための防災計画の再点検

時代に即した防災計画を作成・見直し・改善を図ります。

(ウ) 災害への備えと避難訓練の実施

避難訓練を計画的に実施し、災害への備えと生命を守る意識を養います。

(エ) 事故防止マニュアルの整備と事故予防の徹底

国の保育施設の事故防止ガイドラインに合わせ、より充実したものにしていきます。

ケ 幼児教育の義務教育化への対応

国が幼児（5 歳児）教育の義務教育化について議論をしていますが、その議論の推移を見ながら、早めに対応するように努めます。

(ア) 義務教育化への対応の研究・検討

国の動向や町の実情、専門的な人の意見などを考慮し、検討し、対応をしていきます。

施策2 幼児教育の連携

ア 各園の連携

少子化や核家族化の進行により、人と人との関わりが希薄になってきています。同年代の子ども達と積極的に関わる体験を持ち、人と関わる力を育てます。

(ア) 各園間の交流事業の実施

近隣の園との交流会を行い、同年代の子どもと触れ合うことで、視野や経験を広げ、人と関わる力を育みます。

(イ) 民間施設との交流

私立の園や療育施設などとの交流会を通して、様々な人との触れ合い、親しみをもち、互いが支え合いながら生きていることを知ることにより、人とかかわる力を育みます。

イ 各園と小中学校の連携

乳幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師と意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、幼稚園、保育園、こども園と小中学校の連携を図ります。

(ア) 各園と小学校の交流事業の実施

幼稚園、保育園、こども園から小学校へ入学する際の環境変化の影響を少しでも緩和し、小学校生活への円滑な接続を図るため、教育活動の連携や相互交流を推進します。さらに、小学校でのスタートカリキュラムを推進します。

(イ) 幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校での一貫した教育の推進

子ども像を共有し、幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校が連携した教育を推進します。

2 学校教育

学校教育法では、教育において重視すべきものとして「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の3要素を規定しています。

この3要素を基に、学習する子どもの視点に立ち、①「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」②「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」の3つの資質・能力をバランスよく育成していく必要があります。

これに加えて「前向きな思考力」「忍耐力」「協調性」「チャレンジ精神」を育成していく必要があります。

施策3 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成

ア 教育の質の向上

21 世紀社会の特徴を把握し、これから求められる子どもたちが身に付けたい力を明確にしていける必要があります。今後急速に進むと考えられる「知識基盤社会」「情報化社会の高度化」「グローバル化時代の到来」に対応できる教育の質の向上が求められています。

併せて、「学び続ける教職員の育成」を図るための教職員研修体制の充実が求められています。

(ア) 生きる力を育む教育の推進

今日的社会で求められている「生きる力」を身に付けるために「基礎的・基本的な知識・技能の習得」及び「思考力・判断力・表現力等の育成」を授業のみならず学校教育活動全般で展開できるように、授業改善、地域連携等を推進していきます。

(イ) 主体的、能動的な学びの推進

子どもたちが「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということが生きる力を育むことといえます。

「何を学ぶか」も重要なことですが、「どのように学ぶか」も並行して考えなければなりません。知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など情意・態度等に関わるものの全てを、いかに総合的に育んでいくかということをも「アクティブ・ラーニング」の推進により、充実させていきます。

(ウ) 小中連携の推進及び小中一貫校教育の研究・検討

これからの小山町の児童生徒数の推移等を踏まえながら、子ども像を共有し、小中連携教育を推進するとともに、小中学校での一貫教育の研究・検討を行います。

(エ) 義務教育学校制度の研究・検討

義務教育学校は、これまでの小学校・中学校に加えて、新しい学校の種類として法律に明記されました。義務教育学校では、現在「6・3 制」となっている小学校と中学校の学年の区切りを学校が柔軟に決めることができ、「4・3・2 制」や「5・4 制」などの多様な区切りも可能になります。義務教育学校の創設は、学校統廃合を目的とするものではなく、「中 1 ギャップ」の解消やよりよい教育課程の編成を目指すものです。

しかしながら、創設されたばかりですので、その有用性も含めた検討も必要なこともありますので、今後、研究・検討を行います。

※注 義務教育学校制度：小学校から中学校までの合計 9 年間の義務教育を一貫して行う学校として新たに規定された制度です。

イ 確かな学びづくり

子どもたちに確かな学力を付けるために、教職員が自校の子どもの実態や教育課題を踏まえて、授業改善に継続して取り組んでいきます。

(ア) 教職員の資質向上

a 菜の花講座の開催

子どもたち一人ひとりに確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」の育成のために、各校の校長が教職員に講話をし、資質向上を図ります。

b 金太郎勉強会の開催

授業は教師の使命であることを自覚し、人間力及び授業力向上を図るために、学習指導案作りをとおして、授業改善につなげていきます。

c 町指定研修等組織的研修体制の充実

幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校の一貫教育を目指して、子ども像を共有しながら発達段階を押さえた一貫教育の探究を進めていきます。

d 校内研修の充実

各校は子ども及び教職員の実態を押さえ、「チーム学校」を踏まえた正のスパイラルを生ずる校内研修に取り組みます。

(イ) 授業アドバイザー等による授業力向上、授業改善の推進

a 授業アドバイザーによる教職員研修の充実

確かな人間力及び授業力をもてる教員を目指すために、若手教員が授業公開をとおして子どもの見取り方、授業の在り方等について論議し合う場を設定し、資質向上を図ります。

b 授業力向上施策の推進

若手教員や先輩教員、臨時的任用職員の授業公開を通して、教員としての力量を伸ばします。また、各校に配置している様々な支援員に対する支援員研修会では、職責について共有し、よりよい支援の在り方を研究していきます。

(ウ) 教職員の健康管理

教職員がより質の高い教育活動を実践するためにも、教職員のメンタルヘルス対策は重要です。法令で定められた健康診断の受診だけでなく、管理職や養護教諭及び衛生推進者の積極的な健康保持増進への働きかけを強化します。

併せて、町では、メンタルヘルスチェックを実施し、より一層の教職員の健康管理の充実を目指します。

※注 菜の花講座：若手教員等の資質向上のため、校長が講師となる研修会です。

※注 金太郎勉強会：若手教員等の授業力向上のため、教育委員会が開催する研修会です。

※注 授業アドバイザー：教員の授業力及び資質の向上を図ることを目的に、学校現場を熟知した指導経験豊かな先生方が若手教員等の育成に取り組むために設置しています。

ウ 家庭・地域・学校の連携向上。地域の核となる開かれた学校づくり

地域のつながりや支え合い、家庭教育の充実の必要性が求められる中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しています。社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、「社会総掛かりでの教育」「チーム学校」をキーワードとし、開かれた学校づくりを推進します。

(ア) コミュニティ・スクールの推進

子育ての問題を地域の課題として住民が共有し、地域全体で子どもを育てる意識を育みながら、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

(イ) 地域・学校・保護者の連携強化

地域と学校がパートナーとして、共に子どもを育て、共に地域を創るという「共通理念（目標）」に立ち、地域の教育力を向上し、学校を核とした持続可能な地域社会をつくることを目指します。

(ウ) 地域の拠点となる学校づくりの研究

それぞれの地域・学校の特性を踏まえ、学校支援地域本部、放課後子ども教室等の機能をベースとして、学校は開かれた学校づくりを進めます。より多くのより幅広い層の活動する地域住民の参画を得て活動を多様化し、継続的な地域学校協働活動を実践できるように配慮します。

(エ) 学校機能の見直し

未来の社会を担う子どもにどのような資質を育むのかという目標を、学校は地域と共有し、地域・家庭・学校の新しいつながりによる地域全体の教育力の向上、充実等を担う機能を備えることを目指します。

※注 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

エ 特別支援教育の推進

共生社会の形成のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

また、共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていきます。

※注 インクルーシブ教育システム：障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みです。

(ア) 多様化する特別支援教育への柔軟な対応

子どもたちが適切な指導や必要な支援を受けることができるような弾力的なシステムを作っていく必要がありますので、特別支援教育への柔軟な対応に努めます。

(イ) ユニバーサルデザインに配慮した取組の実施

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり授業づくりを目指します。

※注 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。転じて、学校教育では「発達障がいの有無などに関係なく全ての子どもに分かりやすく楽しい授業を行うこと」として理解されています。

オ 道徳教育・人権教育の充実

思いやりの心や規範意識をもった子どもの育成を進めます。

(ア) 道徳教育充実のための教材等の開発と実践

道徳の教科化に向けて、教材等の開発と、その教材等を使用した授業を実践していきます。

(イ) 高い人権意識を育むための授業改善、命を大切にする教育の強化

人権教育担当・道徳教育担当の下、各校の実態に応じた授業を展開していきます。

カ いじめ防止・不登校対策の推進

早期発見・早期対応を目指し、実践していきます。

(ア) いじめを許さない学校づくり

どんな小さなことも見逃さないという意識の下、生徒指導を行っていきます。

(イ) 子どもと保護者、教職員との信頼関係の構築（相談窓口の充実）

いつでも、何でも相談できる開かれた学校づくりを進めています。相談日を設けている学校もあります。また、なかなか学校に相談できないことは、小山町の相談員に問い合わせることもできます。さらに、これらを推進していきます。

(ウ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校外部人材の有効活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を各校に配置し、子ども・保護者の相談に対応していきます。

(エ) 金太郎会議の開催

小山町の不登校児童生徒の状況を確認し合い、対策を考え、実行します。

※注 スクールカウンセラー：児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、ますます多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしています。

※注 スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。

※注 金太郎会議：不登校対策のため、教育委員会及び教諭で構成する会議です。

キ ふるさと教育の充実

心豊かで、郷土愛に満ちた人間を育成するために、子どもに、ふるさとの自然や文化、先人の苦労や偉業等に触れさせ、ふるさとの人々との触れ合いを深め、郷土への愛情や誇りをもたせることにより、自然に対する畏敬の念や感動する心、他人を思いやる心や奉仕の心など他と共に生きる豊かな心や態度を育てることを目指します。

(ア) 自然環境、歴史、文化等の学び

児童生徒が、ふるさとの自然、歴史、伝統、文化についての理解を深める活動とおして、主体的に学び、考え、課題を追究する力など、学ぶ力の育成を図ります。このとき、子ども自身が、自らの生活の場であるふるさとが、自然や文化、人材等に恵まれていることに気付くことができ、それらと直接触れ合い実感をもって学ぶことにより、問題を解決する能力や、習得した知識や技能などを学習や生活の様々な場面で実際に生かしていく力を育てることが可能となります。そのため、社会科

副読本『おやま』を活用していきます。

(イ) 町史等、故郷に関わる偉人伝の掘り起し

グローバル化が進展し、社会経済情勢が大きく変動する現代社会において、ふるさとの先人の業績や志などに対する理解を深めることにより、自らのアイデンティティを持って生きることのできる子どもの育成を推進します。

ク 環境教育の充実

地球温暖化や自然破壊など、環境問題への対応が急務となっています。小山町の豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのために、子どもたちが、主体的に環境問題について学習し、積極的に環境保全活動に取り組んでいけるよう環境教育の充実に努めます。

(ア) 持続可能社会づくりの視点からのエネルギー教育の充実

資源の有効活用やリサイクルに関するエネルギー教育の充実と小山町に因んだ防災教育、平和教育とエネルギー教育の理念を関連付けながら、持続可能な社会づくりの担い手の育成を目指します。

(イ) 小山町の環境の再評価と環境保全意識を高める教育の推進

小山町環境基本計画の下、環境学習を推進します。

ケ 読書活動の充実

独立行政法人国立青少年教育振興機構が平成24年に実施した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」によると、子どもの頃の読書活動が多い大人ほど、未来志向、社会性、自己肯定感、意欲・関心、文化的作法・教養、市民性の「意識・能力」が高いことがわかりました。また、子どもの頃に読書活動が多い大人ほど、ボランティア活動に参加している人が多い傾向にありました。つまり、「子どもの頃の読書は、豊かな人生への第一歩とも言える」調査結果でした。

(ア) 読書習慣の定着及び読書活動の推進

a 偉人伝等の読書の推進

偉人伝は、その人そのものの生き方が凝縮されています。「やっていいこととやってはいけないこと」「社会に貢献する、という意味」「困った時のものの考え方」など、いろいろな要素がつまっています。これからの人生の示唆に富むものです。そのため、偉人伝等の読書を推進していきます。

b セカンドブック事業の推進

ブックスタートのフォローアップ事業として推進します。また、絵本の他に「読書通帳」を贈呈し読書活動の推進を図ります。

(イ) 図書館支援員活動の充実

学校図書館（図書室）の有効活用は、児童生徒の読書の啓蒙のみならず授業における活用の視点からもたいへん重要です。

小中学校の図書館（図書室）に図書館支援員を配置し、各校の図書担当教員と図

書館支援員の協力により、よりよい環境づくりに務めます。

※注 セカンドブック事業：小学校に入学するときに、本を子どもに贈る事業です。
読書通帳：平成 27 年 10 月に町立図書館に導入したシステムで、預金通帳型の
手帳に読書履歴等を記帳できる通帳です。

コ 英語教育・国際理解教育等の充実

国際化・グローバル化が急速に進む今日、国際舞台で活躍できる人材の育成が求められています。語学力を伸ばすことも重要ですが、自らを語ることのできる発信力とコミュニケーション能力を培うことが求められています。

(ア) 夢チャレンジ事業の充実

a 英検の受検支援

文科省は、平成 32 年には、中学校卒業時に英検 3 級程度の英語力を身に付けることを具体的な目標に掲げています。この目標の具現化に向け、英検受検料の補助を引き続き行っています。

b 総合学習状況調査支援

確かな学力を身に付けるためには、よりよい指導と評価が不可欠です。そのため、総合学習状況調査（教科別学習状況と学習意識に関する調査）の支援を行っています。総合学習状況調査の実施により、子どもの学びを客観的に振り返ることができますので、授業改善だけでなく生活の見直し等も含めた総合的なことも支援につなげることを目指していきます。

(イ) 小学校での A L T の充実

低年齢時から、外国人と触れ合う体験を重ねることにより、コミュニケーション能力を育むための基礎となる人間関係づくりを体感できます。また、A L T をとおして、外国文化を知ることによって多文化共生、国際理解教育の充実につなげます。

サ 児童生徒の放課後活動支援の充実

県の実施する放課後児童支援員認定資格研修に各放課後児童クラブの支援員参加を推進します。また、保育内容、子どもへの接し方等の助言指導を行うアドバイザーを配置し、保育の質の向上に努めます。

(ア) 放課後児童クラブ施設の整備（足柄・北郷）

他施設に設置している足柄地区及び北郷地区の放課後児童クラブ施設について、施設整備を推進します。

(イ) 放課後子ども教室の拡充

放課後子ども教室は、放課後の居場所づくりのため設置しているものです。町では、平成 27 年度須走小学校で、平成 28 年度に北郷小学校で開始しています。他の小学校では、その設置スペースの確保という観点から、設置が困難なものがありますが、さらに設置小学校数を増やすように、研究・検討していきます。

(ウ) 放課後子ども総合プランの研究・検討

現在の町の放課後児童クラブのあり方を含め、研究・検討が必要となっています。

よりよい方向での推進ができるように、放課後子ども総合プランの研究・検討に努めます。

※注 放課後子ども総合プラン：「放課後児童クラブ」と「放課後こども教室」を一体的に設置しようとするもの。

シ 食育の推進

偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。また、食を通じて町を理解することや、町の食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解を深め、子どもの生活向上を図ります。

(ア) 小山町の食材の有効活用による給食の充実

学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。町の地場産物の活用や米飯給食（ごてんばこしひかり利用）を実施します。

(イ) 生活力の向上につながる食育の推進

食育基本法及び食育推進基本計画に則り、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいきます。

各小中学校に栄養教諭による訪問授業を実施するなど食に関する指導の充実に取り組めます。

ス 健康な体づくりの推進

子どもの体力低下の原因の一つとして、「睡眠不足」という指摘があります。睡眠不足により、朝食の未摂取や感情コントロールに悪影響を及ぼすという指摘もあります。このようなことから、規則正しい習慣の確立が重要であることを踏まえ、健康な体づくりを推進します。

(ア) 子どものころから体を動かし、運動に親しむとともに、望ましい生活習慣の確立

子どもたちは、自由に遊べる広場が少なくなりつつあったり、少子化による近隣の子どもの減少であったり、TVゲームの普及など、様々な要因によって屋外で体を動かすことが少なくなっており、体力が低下してきていると言われています。

子どもたちが自主的に運動を楽しむことのできる環境づくり、生活習慣指導を充実します。

(イ) 子どもの体力の現状を認識し、体力低下の原因を究明

体力診断テスト（スポーツテスト）の分析を小山町教育委員会と各小中学校で行い、小山町全体の傾向や各校の特徴を把握します。併せて、健康診断の結果、歯科検査の結果等も踏まえた生活習慣の見直しを図ります。

また、生活が不規則なため、ストレス、疲労を感じる子どもが増加しているという指摘もあります。望ましい生活習慣を確立していくために学校と家庭との連携を図っていきます。

(ウ) 子どもに求められる体力や体力向上目標の策定

子どもの発達・成長を支える基本的な要素である「体力」は活動の源であり、学習意欲や気力の充実に大きく関わっています。文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」の結果は、昭和 60 年以降下降の一途をたどっています。

町では、「体力診断テスト」の平均値を上昇傾向に安定させることを当面の目標と設定します。また、歯科検査後の治療率 100%を目指し、心身ともに健康な子どもの育成に励みます。

セ 交通安全教育、防犯・防災教育の推進

児童生徒の交通安全意識及び防災意識を深めるために、道徳や保健体育等の教科、学級活動、学校行事など、学校の教育活動全体を通して、計画的、継続的に実施します。

また、地域人材及び諸施設を有効活用し、交通安全教育・防災教育・防犯教育等全般を学校・地域の連携、協力により充実させていきます。

(ア) 地域、関係諸機関と連携した子どもの安全教育・環境づくりの推進

中学校区単位で実施されている「地域防災教育推進のための連絡会議」をはじめとする地域全体が集まる会合を重視し、子どもを学校・地域・自治体等で防災・防犯・交通安全のそれぞれの角度から幾重にも守るセーフティーネットを構築していきます。また、児童生徒は、学校において、その生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められていますので、その素養の育成に努めます。

(イ) 交通安全教育の年間計画の作成

年間を見通した「交通安全教育」に関する指導計画を各校において作成することにより、継続的な交通安全指導を実施し、交通事故ゼロを目指します。

(ウ) 防災教育（富士山噴火、地震、大雨）の計画的な取組

町で想定される気象災害、自分の住む地域特有の過去の災害状況を確認しつつ、国や県で策定している防災対応マニュアルに準じた各校の防災対応マニュアルを作成します。

併せて、各教科・領域の授業においても、防災教育を踏まえた指導を実施し、多面的から防災教育の充実を図っていきます。

ソ 保護者への支援

経済的援助を必要とする児童生徒が、増加傾向にあります。教育の機会均等の確保のため、経済的支援を行っていきます。

また、核家族化の進行等による子育て等に関する相談相手が減少していますので、それに対応するため相談体制を充実していきます。

(ア) 菜の花相談室の設置

菜の花相談室をきたごうこども園に設置し、こども相談員を配置し、子育て等に関する保護者の相談に対応していきます。

(イ) 教育相談員の配置

教育相談員をこども育成課に配置し、保護者の相談に対応していきます。

- (ウ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校外部人材の有効活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を各校に配置し、保護者の相談に対応していきます。

- (エ) 就学援助費の支給

義務教育期間における経済的援助を必要とする児童生徒の保護者に、学用品、修学旅行費、学校給食費などの就学援助費を支給していきます。

- (オ) 特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、その就学の特殊性から経済的な負担を軽減するため、学用品、修学旅行費、学校給食費などの就学援助費を支給していきます。

- (カ) 育英奨学事業の維持

学業が優秀であるにも関わらず就学が困難な生徒や学生に対して、奨学資金の貸付制度を維持していきます。

施策 4 安全・安心な教育環境の整備

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められています。そのため、学校保健安全法第 27 条で策定・実施が規定されている学校安全計画に従い、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていきます。

ア 安全点検の徹底

学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、学校という場において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となります。

学校（通学路を含む）環境が安全なものとして整えられ、また、子ども自身や保護者その他の人々が安心感を持って日々の学校生活を送ることができるような必要な取組を進めていきます。

- (ア) 施設・設備点検の徹底

子どもが安心して学校生活を送るために、定期的な遊具や備品等の点検が求められています。各学校において、安全点検日を設定し、全職員で、安全点検の実施することを徹底します。

イ 安全・安心な学校環境整備

- (ア) ユニバーサルデザインに対応する学校環境整備

- a 多様な学校施設の活用を踏まえた施設改修

学校を利用する子どもたちだけでなく、災害時等の学校開放時には地域住民など様々な人たちが学校施設を利用します。このように様々な人が利用する

ことを踏まえたバリアフリー化の施設改修が必要となってきました。施設改修時には、多様な活用を踏まえた改修を推進します。

(イ) 学校施設整備方針の策定

学校施設の老朽化が進行するとともに、少子化に伴い児童生徒数が減少しています。そのため、学校施設の長寿命化や、余裕教室の有効活用の明確化が必要となっています。

a 施設管理基準の共通化（改修基準等の明確化）方針の策定

計画的に修繕等ができるように改修基準等の明確化を通じて、既存建築物の有効活用や長寿命化を図る技術体系及び管理手法であるストックマネジメントを推進していきます。

ウ ICT 環境整備

デジタル教科書の導入、電子黒板の普及、サテライト方式の講義の展開等、情報機器の開発に伴う教室環境の変化が急速に進んでいます。

町では、今後、学校の小規模化に伴い、少人数指導の欠点を補う ICT ネットワークを活用した授業が近い将来行われる可能もできます。

町の学校の実態及び予算に応じた ICT 活用を推進します。

※ ICT:Information and Communication(s) Technology：情報通信技術

3 生涯学習

社会・経済の変化に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られています。さらに、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大しています。そのため、「人々が、生涯のいつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」という生涯学習社会の構築が求められています。

こうした生涯学習社会では、学習者自身の技能・経歴の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、社会・経済の発展に寄与することが期待されます。さらに、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義なものとなります。また、生涯学習の基盤を整備し、学歴だけでなく様々な「学習の成果」が適切に評価される社会を築いていくことは、これまで進められてきている教育改革の課題の一つである学歴社会の弊害の是正にもつながるものとされています。

こうした生涯学習社会は、「地域が人を育て、人が地域を創る」という循環型社会の創造につながるものです。

その意味でも、町を担う人づくりのためにも、生涯学習社会を実現する必要があります。

施策5 生涯学習の推進

生涯学習推進委員会を設置し、町の生涯学習について推進を図ります。

生涯学習施設を指定管理し、民間のノウハウを活用しながら、生涯学習の推進を支援す

るため社会教育を充実します。

ア 生涯にわたる学びの支援

(ア) 芸術文化活動の振興

町民のニーズに応じた各種趣味教室、季節行事、講演会、体験学習の充実など学習機会の提供を促進します。

(イ) 生涯学習関係団体との連携（町民文化祭、文化連盟等）

生涯学習関連団体の連携を推進するとともに、町民文化祭や生涯学習フェスティバルなど様々な場を活用した学習成果発表の場を充実します。

(ウ) 図書館機能の充実

a 読書活動の推進

ボランティア活動の充実、絵本の読み聞かせ事業の推進、選書ツアーの実施など、読書活動のきっかけづくりを推進します。

b 学校図書館（室）と町立図書館の連携の推進（蔵書情報の共有、学校間の貸出し等）

各学校の図書館支援員が町立図書館と連携を取りながら各学校の読書活動を推進しています。

各学校間での連携は全町的にとられていないのが現状です。そのため ICT を利用した連携の研究・検討をし、実現に努めます。

(エ) 子ども読書活動の推進

ブックスタート事業、そのフォローアップとしてのセカンドブック事業を実施し、子どもたちが本に出会う機会を提供します。さらに、読書活動の見える化のため、セカンドブック贈呈時に読書通帳を贈呈し、読書活動の活性化に努めます。

イ 健やかな体づくりと生涯スポーツの推進

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つです。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や各人の心身の健全な発達に必要不可欠なものですし、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

すなわち、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものです。

他方、スポーツは心身の健全な発達を促すだけではなく、それを通じて、青少年は自己責任、克己心やフェアプレイの精神を身に付けることができます。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりを育むものです。さらに、様々な要因による子どもたちの精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健

全育成に資するものです。

また、スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、一つの目標に向い共に努力し達成感を味わうことや、住民が地域に誇りと愛着を感じるにより、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながるなど、地域における連帯感の醸成に資するものです。

(ア) スポーツ・レクリエーション活動の振興

町民のニーズに応じた各種スポーツ教室、大会、イベントなど誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる機会を充実します。

(イ) 生涯学習関係団体との連携（町民体育大会、NPO法人体育協会等）

生涯学習関連団体の連携を推進するとともに、町民が気軽にスポーツに親しめるような、町民体育大会、各種大会やイベントを開催します。

ウ 歴史と文化の継承・活用

歴史と文化は、私たちの祖先が時代の要請に合わせて変容させながら伝えてきたものです。祖先を敬い、今あることを感謝しつつ、次の世代に継承していかなければならないものです。

地域社会は、生活の中にしっかりと根付いた伝統文化によって支えられています。自ら住まう地域社会への愛情と誇りを生み出すためには、地域固有の歴史と文化を問い直すことが最も有効な手段の一つです。地域社会を「我が愛する『ふるさと』」と呼べるように、住民みんなで歴史と文化を継承・活用し伝統文化を育んでいくことこそ、町を担う人づくりのために必要なものの一つです。

(ア) 文化財の調査・保護・活用

a 埋もれた文化財の掘り起こし

文化財としての価値がありながら文化財として認知されていないものを、地域の皆様から情報提供を受けながら掘り起こし、文化財登録を推進します。

b 文化財情報の発信

町の史跡等を種類別に簡単に紹介する小冊子や、史跡等のマップなどを作成し、文化財情報を発信します。

c 文化財の保護・活用

文化財保護基金を活用し、森村橋、豊門会館などの文化財の保護と活用を推進します。

(イ) 世代間交流の推進

a 伝統文化の継承支援

地域の伝統文化を継承するため、高齢者などが培ってきた知恵や経験を子どもたちに伝えていくことを推進するための支援をします。

b 伝統文化の発表の場づくり

伝統文化を発表するような場づくりを創設します。

(ウ) 文化交流の推進

郷土芸能である「竹之下太鼓」、「大富士公時太鼓」の活動を支援するとともに、姉妹町等との交流事業を推進します。

施策6 家庭・地域・学校(園)との連携

「子どもは社会の宝」であるという考えに基づき、学校や地域、家庭など社会全体で、新しい時代を切り拓く町を担う人材を守り育てていくことが重要です。

教育の現状に目を向けると、教育に対する信頼が揺らぎ、様々な課題に直面している状況が全国的に見受けられます。学校における不登校やいじめの問題に加え、学校外においても、これまででは考えられなかったような青少年による様々な凶悪な犯罪も発生しています。また、本来、教育の原点である家庭においても、児童虐待などの様々な問題が発生しています。

こうした問題の背景として、少子化、核家族化、都市化、情報化等の経済・社会の変化などや、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化により、地域や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。さらには、子どもたちに基本的な生活習慣が身に付いていないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下などの子どもたちに関わる課題も挙げられています。

こうした社会的な課題や子どもに関わる様々な現状を理解し、家庭・地域・学校(園)を含めた社会全体で、課題解決に向けた取組をより一層推進していくことが求められています。

ア 家庭の教育力の向上支援

子どもの心身の健全な発育のためには、十分な睡眠と栄養、適度な運動など規則正しい生活リズムを家庭において確立することが重要です。このことを踏まえ、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭の教育力の向上への支援に努めます。

(ア) 相談支援体制の確立

小山町適応指導教室（金太郎教室）の充実を図ります。

(イ) 家庭教育支援員制度の活用

すべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう家庭教育支援員を配置し、学校(園)との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育支援活動を実施します。

(ウ) 家庭教育学級の充実

家庭教育に対しての迷いや悩み、不安などの解決や解消、親同士のネットワーク作りなど親自身が学ぶ場として、幼稚園、こども園、小中学校に開設される家庭教育学級の活動を支援します。

(エ) 親学講座の実施

「親はどうあるべきか」「親に求められることは何か」などについて、親が学ぶ場

を提供し、親の不安を軽減するとともに、家庭教育支援の充実に取り組みます。

(オ) 子育て支援の充実

情報共有や保護者の子育ての悩みに対応するための総合文化会館でのぺんぎんランドの毎週木曜日の開催、各園でのぺんぎんランドの実施、子育てに関する相談に対応するための菜の花相談の実施など、子育て支援の取組の充実を図ります。

イ 地域の教育力の活用

今日の地域社会では、人間関係や連帯感が希薄になってきているため、一部の人が地域活動を担うかたちになっています。また、組織や団体の相互交流や情報交換が不十分であり、世代間のつながりも薄れてきています。

こうした状況を考えると、地域の教育力を高めるには、地域のより多くの人たちが繋がることが重要です。

その繋がりにより、子どもが地域の事を理解し、より良い地域づくりを担う次世代リーダーが養成できることにつながります。

(ア) 学校支援地域本部事業の充実

学校支援活動等コーディネーターを活用し、地域ぐるみの教育支援活動等を推進します。

学校応援ボランティアの充実、利用促進を図ります。

(イ) 通学合宿の充実

通学合宿を通じて学校・家庭・地域の連携を図り、地域全体で子どもを育む環境整備を推進します。

(ウ) 地域の協力を得た食育の推進

学校給食に地元材を利用したり、作物の育成に地元の方の力を借りたりするなど、地域の協力を得て食育を推進します。

(エ) ジュニア・リーダーの養成支援

地域の各種活動に積極的に取り組めるジュニアリーダーの育成を推進します。

(オ) 地域活動団体への支援（NPO支援センター）

NPOの設立支援、交流大会の開催、助成金情報の提供等の支援を充実します。

(カ) あいさつ運動、声掛け運動の推進

地域で生活している青少年に周りの大人の誰もが温かなまなざしを向け、声をかけ、積極的に関わることにより、青少年の健やかな成長を支援します。

静岡県が進めている「地域の青少年声掛け運動」に参加するとともに、各種団体にも参加を呼び掛けていきます。

(キ) 親子や地域の人たちとの交流・ふれあいの場づくり

子どもから大人まで、町民が一堂に会する町民体育大会や町民文化祭を通して地域の人たちとの交流等を推進します。

ウ 連携した子どもの育成

地域の人や法人等が連携して子どもの育成に努めます。

(ア) 青少年の健全育成

地域や学校などと連携し、青少年のボランティア活動や職場体験、多世代との交流等を進め、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

(イ) 青少年の体験活動等の推進

地域活動団体等と連携した様々な体験活動を推進します。

(ウ) 子ども会活動の推進

児童の健全育成と円滑な子ども会活動を支援します。

(エ) 中学生ボランティア事業の充実

事業の充実を図るとともに、まちのイベントや地域団体・NPO活動など、多世代との交流に取り組みます。

(オ) 地域間交流（多様な地域性に触れ幅広い視野の養成）の推進

姉妹都市の学校と町の学校との間での交流を推進します。

(カ) 職場体験（インターシップ）の推進

中学校等と連携し、企業等の協力により職場体験を推進します。

施策7 生涯学習施設の充実

生涯学習を支援するために、必要な施設の充実に努めます。

ア 文化施設・体育施設の充実

学びの場である生涯学習施設の適切な管理のため、長寿命化計画等を策定するとともに、多様な学習の場としての施設活用を促進します。

イ 子育て支援施設の充実

各地区に子育て支援センターを設置していますが、各地区の子育て支援センターの有機的な連携が取れるように、また、継続的に毎日の対応がとれるようにするため、中核となる中央子育て支援センター（仮称）の設置について研究・検討します。

計画の推進に向けて

1 学校(園)・家庭・地域・行政の役割

本計画が目指す人間像を実現するためには、学校(園)はもちろん、家庭、地域及び行政それぞれが主体的に役割を担い、協働により取り組むことが大切です。

(1) 学校(園)の役割

学校(園)は、教育活動の中核としての役割を担います。家庭や地域と連携しながら、子どもたちの持つ可能性を最大限に引き出し、たくましく未来を切り拓いていくことのできる子どもたちを育成します。

そのため職員及び教員は、子どもたちへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感をもって指導にあたります。

(2) 家庭(保護者)の役割

保護者は子どもの教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、自己肯定感や豊かな心、他者に対する思いやりや命を大切にする気持ちなどを養うなど、子どもを育てるうえで最も重要な役割を担います。

また、基本的な生活習慣や家庭での学習を習慣づけることで、学校教育とのスムーズな連携を担います。

(3) 地域・行政の役割

ア 地域の役割

地域は、学校(園)や家庭と協力しながら子どもたちを育むとともに、そうした活動を通して、ふるさと「小山」を育む重要な役割を担います。地域は、家庭や学校(園)とは異なる様々な立場や年齢層の人々と出会う機会や場をつくります。そして、子どもたちは、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、社会参画の意識を高めるとともに、自然や優れた歴史・文化にふれることで、ふるさとを愛する気持ちを育むことができます。

また地域は、生涯を通じて一人ひとりの資質・能力の向上を図り、その個性を発揮することができ、次代へと学びをつなぐ重要な生涯学習の場としての役割を担います。

イ 行政の役割

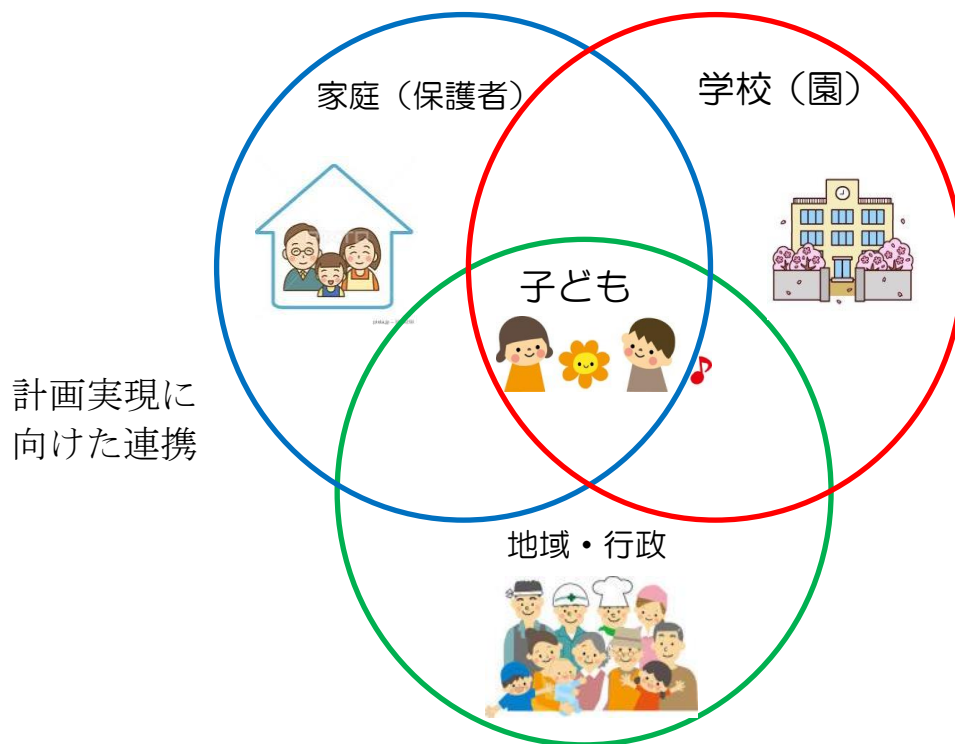
行政は、学校(園)、家庭及び地域がその役割を十分に果たすことができるよう、取り組むべき施策を総合的・体系的に位置づけ推進していきます。

学校(園)に対しては、教職員(保育士等を含む。)の指導や育成の充実を図るため、教科指導・授業改善への指導・助言などの学校(園)支援や教員研修を実施します。さらに子どもたちが安心して学習ができるよう、施設整備を行うことで教育環境の充実を図ります。

家庭に対しては、学校(園)と家庭が協力して子どもたちを育む視点に立ち、家庭の教育力の向上に向けて支援していきます。

地域に対しては、学校(園)との連携を一層進めることで、地域が子どもたちを育てる

活動を支援していくとともに、人々の生涯学習の環境づくりを推進していきます。



2 計画の周知と各種情報の収集・発信

本計画の実現に向けては、学校（園）、家庭（保護者）、地域、行政の各主体の協働による取り組みが重要となります。また、教育をめぐる課題は地域や町全体のまちづくりにも深く関わることから、より多くの町民に本計画を知ってもらい、関心を持ってもらう必要があります。

そのため、広報紙、ホームページなどの媒体を活用し、計画内容の周知を図ります。

3 計画の進行管理

教育委員会施策の実施については、従来と同様に「小山町総合計画実施計画」を使用して教育施策の推進を図りながら、本計画の進行管理は、年度ごとに進捗状況を把握した上で見直しを行い、本計画の円滑な推進に努めます。

また、本計画の着実な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も、適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、教育委員会が行う「教育委員会事務の点検・評価」の内部評価や教育に関する学識経験者の意見、また、「事務事業評価」や「学校（園）評価書」等により、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。

参考：数値目標

	目標項目	現状値（年度）	目標値（目標年度）	備考
1	子ども（3歳以上）は、先生に親しみを感じている（好きです。）。（保育園・こども園・幼稚園の保護者アンケートの割合）	－（注1）	95%（H32）	
2	先生に子どものことについて相談できる。（保育園・こども園・幼稚園の保護者アンケートの割合）	92%（H27）	95%（H32）	
3	学校が楽しい（小学校の児童アンケートの割合）	89.8%（H27）	95%（H32）	
4	授業が分かる（小学校の児童アンケートの割合）	90.8%（H27）	95%（H32）	
5	信頼できる先生がいる（小学校の児童アンケートの割合）	－（注2）	95%（H32）	
6	学校が楽しい（中学校の生徒アンケートの割合）	－（注2）	95%（H32）	
7	授業が分かる（中学校の生徒アンケートの割合）	80.6%（H27）	95%（H32）	
8	信頼できる先生がいる（中学校の生徒アンケートの割合）	70.8%（H27）	95%（H32）	
9	子育て支援に関する満足度（「安心して子どもを生み育てる環境が整っている」と回答する町民の割合）	42%（H27）	50%（H31）	イ
10	保育園待機児童数	0人（H27）	0人（H31）	イ
11	ぺんぎんランド参加者数	2,945人（H26）	3,100人（H31）	イ、ロ
12	「生きる力を育む学校教育が行われている」と回答する町民の割合	44%（H27）	50%（H31）	イ
13	「子どもの教育について、学校・家庭・地域の連携が取れている」と回答する町民の割合	51%（H27）	55%（H31）	イ
14	放課後子ども教室箇所数	1箇所（H26）	3箇所（H31）	イ、ロ
15	「生涯学習活動の機会や場が充実している」と回答する町民の割合	44%（H27）	50%（H31）	イ
16	「図書館が便利で使いやすい」と回答する町民の割合	42%（H27）	50%（H31）	イ
17	家庭での読書時間について 「毎日読む」「1週間の中で読む日がある」子どもの割合	就学前 87%（H27） 小学校 71%（H27） 中学校 39%（H27）	就学前 100%（H32） 小学校 80%（H32） 中学校 50%（H32）	ハ
18	子どもの読書環境について 「満足している」「ほぼ満足している」保護者の割合	就学前 87%（H27） 小学校 81%（H27） 中学校 75%（H27）	就学前 95%（H32） 小学校 90%（H32） 中学校 90%（H32）	ハ

	目標項目	現状値（年度）	目標値（目標年度）	備考
19	子どもの読書の大切さについて「とても大切だと思う」「少しは大切だと思う」保護者の割合	就学前 93% (H27) 小学校 90% (H27) 中学校 86% (H27)	就学前 100% (H32) 小学校 100% (H32) 中学校 100% (H32)	ハ
20	「おはなしの会」を知っている保護者の割合	就学前 80% (H27) 小学校 77% (H27) 中学校 74% (H27)	就学前 100% (H32) 小学校 90% (H32) 中学校 80% (H32)	ハ
21	「伝統文化や郷土を大切にしている」と回答する町民の割合	65% (H27)	70% (H31)	イ
22	「みんなが気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている」と回答する町民の割合	37% (H27)	50% (H31)	イ
23	体育施設利用者数	48,796人 (H27)	60,000人 (H31)	ロ
24	体育施設（総合体育館、多目的広場、小山球場、小山道場、弓道場、パークゴルフ場、夜間照明施設の利用者数）利用者数	48,796人 (H26)	60,000人 (H31)	イ
25	「次世代を担う子どもたちが健やかに成長している」と回答する町民の割合	64% (H27)	70% (H31)	イ
26	家庭教育支援員による子育て講座及び教育相談の参加者数	0人 (H26)	120人 (H31)	イ、ロ
27	学校応援ボランティア利用回数	5回 (H26)	12回 (H31)	イ
28	通学合宿等参加者数	123人 (H26)	140人 (H31)	イ、ロ
29	全中学生数に占めるボランティア登録数の割合	32% (H26)	50% (H31)	イ、ロ
30	「地域間交流や国際交流が活発に行われている」と回答する町民の割合	27% (H27)	50% (H31)	イ

※「備考」欄

イ：第4次総合計画後期基本計画における目標

ロ：「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるKPI（重要業績評価指標）

ハ：第2次小山町子ども読書活動推進計画における参考目標

※注1：保育園・こども園では、0～2歳児の保護者アンケートが含まれているため、3歳以上児のアンケートを特定できなかったため、「－」の表記としました。

※注2：各校の質問表現が異なるため、平均が算出できなかったため、「－」の表記としました。

資料

1 計画策定までの経緯

(1) 小山町教育振興基本計画策定委員会

- 平成27年12月9日 教育振興基本計画書の構成について
教育振興基本計画案骨子について
小山町教育大綱案について
小山町生涯学習推進大綱の取り扱いについて
教育に関するアンケート結果について
- 平成28年2月23日 教育振興基本計画案について
(基本理念と視点、施策の基本的方向)
- 平成28年3月29日 教育振興基本計画案について
- 平成28年 月 日 パブリックコメント結果について
教育振興基本計画について

(2) 小山町教育委員会

- 平成27年8月27日 小山町教育振興基本計画策定委員会設置要綱について
教育振興基本計画書の構成について
教育振興基本計画案骨子について
教育に関するアンケート案について
- 平成27年9月25日 小山町教育振興基本計画策定委員会委員の選任について
教育に関するアンケート案について
- 平成27年11月19日 教育に関するアンケート結果について
- 平成28年1月26日 教育振興基本計画案について
(基本理念と視点、施策の基本的方向)
- 平成28年3月18日 教育振興基本計画案について
- 平成28年4月27日 教育振興基本計画案について
パブリックコメントの実施について
- 平成28年5月16日 パブリックコメント用教育振興基本計画案について
- 平成28年 月 日 パブリックコメント結果について
教育振興基本計画について

2 小山町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年教委告示第3号

(設置)

第1条 小山町教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、小山町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な調査、研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、15人以内で組織する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者の中から、小山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 地域の代表者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 学校長及び園長の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の会議議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

- 4 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 策定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会の定める課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○小山町教育振興基本計画策定委員会委員

	職	氏 名	所 属	種 類
1	会 長	齋藤 治俊	元岐阜聖徳学園大学准教授	学識経験を有する者
2	副会長	渡邊 武夫	小山町民生委員児童委員協議会代表	町長が必要と認める者
3	委 員	相原 正和	小山町PTA連合会代表	子どもの保護者
4	委 員	山口 龍司	小山町立こども園保護者代表	子どもの保護者
5	委 員	湯山 法子	町民代表	町長が必要と認める者
6	委 員	高橋 豊宏	小山町社会教育委員代表	社会教育関係者
7	委 員	高村 芳章 金澤 勝	小山町校長会代表	教育関係者
8	委 員	村松千賀子	小山町立幼稚園代表	教育関係者
9	委 員	荒生智恵美	小山町立保育園代表	保育関係者

※「氏名」欄の上段は平成27年度、下段は平成28年度に変更があった方。

○小山町教育委員会

		氏 名	備 考
1	教育長	天 野 文 子	
2	教育委員	山 口 今朝治	教育長職務代理
3	教育委員	稲 恵 子	
4	教育委員	米 山 芳 子	
5	教育委員	齊 藤 広 人	平成28年3月31日まで
		相 原 正 和	平成28年4月1日から

小山町教育振興基本計画

平成 28 年〇月

編集・発行 小山町教育委員会 こども育成課

〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

TEL 0550-76-6122

FAX 0550-76-2795

メール kodomo@fuji-oyama.jp